

大学機関別認証評価

自己評価書

令和5年6月

埼玉大学

目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
	領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	6
	領域2 内部質保証に関する基準	10
	領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	26
	領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	33
	領域5 学生の受入に関する基準	39
	領域6 教育課程と学習成果に関する基準	48
	基準の判断 総括表	48
	教養学部	49
	経済学部	53
	教育学部	57
	理学部	61
	工学部	65
	人文社会科学研究所	69
	教育学研究科	73
	理工学研究科	87

## I 大学の現況、目的及び特徴

### 1 現況

- (1) 大学名 埼玉大学
- (2) 所在地 埼玉県さいたま市
- (3) 教育研究上の基本組織

学士課程	教養学部、経済学部、教育学部、理学部、工学部
大学院課程	人文社会科学研究科、教育学研究科、理工学研究科

- (4) 学生数及び教員数（令和5年5月1日現在）

学生数	8,328名
教員数	専任教員数：419名、助手数：0名

### 2 大学等の目的

埼玉大学は、学校教育法第83条第1項に掲げる大学の理念を踏まえ、研究と教育を両輪とする個性的な総合大学の構築を通じて、専門性を軸に幅広い教養を備えた人材の育成に努めるとともに、地球規模での人類的課題や地域社会が抱える現実的課題に応える研究を積極的に推進する。併せて、大学の知的活動とその成果を地域社会に還元する「社会に開かれた大学」、国際化時代に即応しうる「世界に開かれた大学」を目指し、時代の新しい要請に応える活動を積極的に進める（国立大学法人埼玉大学学則第1条）。

#### 基本方針

上記の目的を果たすため、埼玉大学は、次のような基本方針を掲げている。

- 1) 埼玉大学は知の府としての普遍的な役割を果たす。
- 2) 埼玉大学は現代が抱える課題の解決を図る。
- 3) 埼玉大学は国際社会に貢献する。

#### 目標

さらに、これらの方針毎に以下のような具体的な目標を立てている。

- 1) については、①時代を超えた大学の機能として知の継承と発展、新しい知の創造にまい進する。②次代を担う人材を育成する高度な教育及びイノベーションの創出につながる多様な学術研究を行って、存在感のある教育研究拠点として輝く。
- 2) については、①大学の知を現代的課題の解決のために統合して社会の期待に応える。②首都圏の一角を構成する埼玉県下唯一の国立大学という特性を活かし、地域社会のニーズに応じた人材育成と研究開発を行って、広域地域の活性化中核拠点としての役割を担う。
- 3) については、①海外諸機関との連携を推進して、多様なグローバル人材を育成する。②人類が抱える世界的諸課題に学術成果を還元する。

学部・研究科等ごとの目的

1. 教養学部

人文学及び関連する社会科学の諸成果を継承し、多様な文化及び価値観を理解するとともに、自ら問題を設定・解決し、国内外の人々との確に意思を疎通できる能力を培うことを通じて、現代の文化及び社会の諸問題に対処し得る人材を育成することを教育研究上の目的とする。（教養学部規程）

2. 経済学部

経済分析メジャーでは、経済学の基礎理論を踏まえつつ、日本や世界が抱える様々な経済問題を歴史的・国際的な視野から考え、自ら解を模索する人材の育成を目的とする。

国際ビジネスと社会発展メジャーでは、経済・経営・社会の発展をグローバルな視点から理解し、グローバル経済とグローバルビジネスが直面する諸問題を自ら考える人材の育成を目的とする。

経営イノベーションメジャーでは、管理・戦略的視点、財務的視点、倫理的視点を基礎に、企業や組織のイノベーティブな活動にかかわる諸問題を創造的に考える人材の育成を目的とする。

法と公共政策メジャーでは、法に特徴的な思考力とリーガルマインドの育成を基礎とし、経済・ビジネスにかかわる法的諸問題や公共部門が担う政策問題について、自ら問題を立て、解決する人材の育成を目的とする。

夜間主コースでは、経済学、経営学、法学をはじめとする社会科学の教育及び研究を通じ、自ら問題を発見し、分析し、解決することができる人材の育成を目的とする。（経済学部規程）

3. 教育学部

学校教育教員養成課程は、教職及び教科に関わる学問並びに芸術・スポーツ諸領域を個別的ないし総合的に研究し、広く教育界の発展に寄与するとともに、主体的で豊かな人間性を基底としつつ、教職に必要な専門的知識・技能を身につけた、理論及び実践の両面にわたる力量ある質の高い、多様な学校種における教員の養成を、教育上の目的とする。

養護教諭養成課程は、児童生徒の健康及び安全に関する諸科学を個別的ないし総合的に研究し、広く教育界の発展に寄与するとともに、学校保健実践に必要な幅広い基礎・実践力をもとに、児童生徒の健康及び安全をめぐる課題を探求し、教員組織、保護者、関連諸機関等と密接に連携をとりながら児童生徒の健康及び安全の問題の解決を図ることができる、力量ある質の高い養護教諭を養成することを教育上の目的とする。（教育学部規程）

4. 理学部

数学科は、発展し変化する自然及び社会の数理現象について、基本原理及び基本構造を明らかにすることを目指す。解析学・代数学・幾何学など数学の基礎学力、数理的センス及び論理的思考力を修得すること、自然及び社会における数理現象を認識し解明するための応用力を身につけること、教育及び情報処理などの社会の諸分野で活躍できる準備を整えること、及び大学院進学後に最先端の研究に寄与できる能力を養うことを目的とする。

物理学科は、素粒子・原子核及び超伝導・磁性などの性質から、宇宙の構造及び進化まで、あらゆる自然現象について、その背後に潜む物理法則について学ぶ。そのため、単なる断片的知識の集積でなく、常に基本に戻り様々な視点から考える態度を養うことを目指し、根本的・統一的に理解する物理学の基本を身につけるとともに、それらが身の回りにどのように生かされているかを理解することにより、社会における「物理学」の重要性を認識した、広い視野をもつ社会人を育成することを目的とする。

基礎化学科は、「物質とは何か」について理学的視点から教育及び研究を行うことにより、現代の化学を総合的に理解するための基礎知識を持ち、化学の研究者・教育者・技術者及びその周辺の科学を専攻する者に必要な基礎技術を修め、さらに、自然科学における「化学」の役割を理解し、社会における重要性を認識した、広い視野をもつ社会人を育成することを目的とする。

分子生物学科は、遺伝情報の中心原理(セントラルドグマ)に基づく遺伝子発現のしくみ並びに生体分子の働き及び細胞・個体の生命活動を、生化学及びゲノムサイエンスを踏まえて教育・研究する。これにより生命現象を分子レベルで理解するための研究手法及び考え方を修得させ、将来、教育・研究分野の専門職を含め、生命及び環境に対する広い視野及び教養をもって社会に貢献できる人材を養成することを目的とする。

生体制御学科は、生物で見られる多様かつ精緻な制御機構を、遺伝子、細胞、組織、器官、個体の各レベルにおいて解明するための教育・研究を進めており、この活動を通して、生物学において幅広い知識と思考力を修得させるとともに、基礎生物学及び応用生命科学を始めとする関連分野において、独創性を備えた研究者、専門性を持つ高度職業人など、社会に貢献しうる優秀な人材を育成することを目的とする。（理学部規程）

## 5. 工学部

機械工学・システムデザイン学科は、機械工学の中核である「材料と機械の力学」、「エネルギーと流れ」、「情報と制御」、「設計と生産」の分野を基軸とした教育及び研究活動を行い、機械工学に関する基礎的及び専門的知識を修得した人材を育成することを目的とする。さらに、機械システムをデザインする能力、コミュニケーション能力及び一般社会との関わりについて理解する能力を有し、機械工学技術者の立場から社会の発展に対して責任ある対応をとることのできる人材を育成することを目的とする。

電気電子物理工学科は、コンピュータ・超LSI・光ファイバ等のハードウェア、それらを有機的に結び付ける情報通信およびソフトウェア、メカトロニクス等の他の高度技術との結合に関する知識・技術、光・ナノテクノロジーに基づく新材料・デバイス創出に関する知識・技術を身につけさせる。また、成果を産業化に結びつけるための知識・能力を修得した人材を育成することを目的とする。

情報工学科は、計算機科学、プログラミング等の情報系基礎、データベース・知識処理、デジタル信号処理、知的センシング、情報通信ネットワーク、イメーサイエンス、機械学習、データサイエンス、AI/ビッグデータ等の最新の情報通信技術に関する知識・能力、また、それらを応用・発展・総合する能力を修得した人材を育成することを目的とする。

応用化学科は、物理化学、無機化学、有機化学、分析化学、プロセス工学等の化学系コア科目群の修得とともに、多様な社会ニーズに化学的視点から応えるための材料化学、高分子化学、生命化学、環境化学等の専門科目を身に付け、化学的成果を産業化に結びつけるための知識・能力を修得した人材を育成することを目的とする。

環境社会デザイン学科は、建設・環境系技術者にとって必須の理工系基礎科目、環境問題をはじめとする現代的課題に直結した基盤的素養科目、社会・地域の視点に立った実践的科目を修得させ、建設・環境系技術者としての基礎を身に付けさせるとともに「地盤・地圏」、「構造・材料」、「地震・防災」、「水理・環境」、「交通・計画」を中核とする学科専門科目、および、社会基盤整備のための一連のプロセスを包括的に理解させるための環境社会デザイン関連科目を修得した人材を育成することを目的とする。（工学部規程）

## 6. 人文社会科学部

### （博士前期課程）

文化環境専攻では、人文学を中心とする諸研究分野における深く幅の広い知識と方法を修得し、今日の多様な文化と社会について理解するとともに、グローバルな視点から考察・分析する能力を備え、社会的応用力を身に付けた社会で活躍できる高度専門職業人の育成を教育研究上の目的とする。

国際日本アジア専攻では、日本研究とアジア研究における文化面とビジネス面の教育研究を二つの柱とし、日本とアジアの文化、歴史、経済社会、ビジネスなどを総合的に踏まえて活躍できるビジネス・リーダー、文化的リーダーの育成を教育研究上の目的とする。特に、外国人留学生については、日本とアジアの事情を深く理解し、国際的視点による日本とアジアの研究を通して、アジアと世界の知的リーダーとなる人材の育成を教育研究上の目的とする。

経済経営専攻では、企業や官公庁、非営利組織などで実際に働きながら、仕事の現場での諸問題について解決を図りうる実務界の知的リーダーの育成を教育研究上の目的とする。

### （博士後期課程）

日本アジア文化専攻では、日本とアジアにかかわる人文学・社会科学諸研究分野の知見を修得し、自身の研究を通して得られたその応用力を活かし、問題把握・解決能力に優れた広い視野と総合的な判断力を備えた、日本とアジアの地域文化創成を担う人材の育成を教育研究上の目的とする。

経済経営専攻では、企業、組織、社会が直面している諸課題について、自立的な調査研究を遂行し、アカデミックな理論と接合して、自ら政策提言を行う高度専門職業人、博士の学位を有する社会人の育成を教育研究上の目的とする。（人文社会科学部規程）

7. 教育学研究科

社会の変化とともに学び続け、教員集団の中核として活躍する実践的探求力と課題解決力をもった教員を育成することを教育上の目的とする。（教育学研究科規程）

8. 理工学研究科

（博士前期課程）

生命科学専攻では、生物のゲノム構成とその支配下にある生体分子の構造と機能から生命の仕組みを理解するための教育と、遺伝子、細胞、組織、器官及び個体レベルにおける生命現象の制御の仕組みを理解するための教育を行うとともに、最先端の研究活動に参加する機会を提供し、これらを通して生命の基本現象を深く理解し、国際的に活躍する研究者や技術者、教育者として、食料・環境・医療など社会が抱える諸問題に取り組み、諸分野の発展に寄与できる人材の育成を教育研究上の目的とする。

物質科学専攻では、現代の物質科学が多岐に細分化され、その理解と実践躬行には極めて高度な専門性が必須とされている中で、物質科学の各分野の学術的内容を深く理解し、各プログラムで修得した能力を生かして学術、産業、教育の発展に寄与できる人材の育成を教育研究上の目的とする。

数理電子情報専攻では、数学、電気電子物理工学、情報工学の延長にある諸分野に共通する学術的内容を十分に理解し、各プログラムで修得した能力をこれらの諸分野の発展に寄与できる人材の育成を教育研究上の目的とする。

機械科学専攻では、人間と機械が共存し、生産性の高度化及び高効率化を目指す豊かな社会を創造するために、先端的専門知識を理解し、専門知識を応用・統合して研究を遂行できるとともに、他分野の技術者との協力に必須の表現能力を習得し、工学の中核となる役割を認識した人材の育成を教育研究上の目的とする。

環境社会基盤専攻では、独創性、創造性、チャレンジ精神、主体的な課題設定能力、論理的思考力を有し、地球規模の環境問題や激甚化した自然災害への防災・減災対策など多様化していく社会ニーズに応え、自然環境と調和した持続可能な社会基盤の計画・設計・施工・維持・管理技術を創造的かつ国際的に担うことができる人材の育成を教育研究上の目的とする。

（博士後期課程）

生命科学コースでは、ゲノムサイエンスに基盤をおいた生体分子構造とその機能の探求から得られる生物の普遍原理と、遺伝子から個体までの異なるレベルにおける動的で柔軟かつ厳密な制御機構の理解を通して、生命科学分野での正確かつ広範な専門知識に加え、優れた問題発見・解決能力を有し、生命科学を含む諸問題に対して先見性と高い見識を持つ高度専門職業人・技術者、あるいは基礎生命科学の発展及びその応用に貢献できる独創的な研究者の養成を教育研究上の目的とする。

物質科学コースは、自然現象を素粒子、原子、分子の段階から宇宙までの階層にわたって調べ、多岐に及ぶふるまいをその根源から解明する物理学分野、物質の合成・性質・構造・反応・機能の探究、ならびに新機能をもった物質系の構築を目指す化学分野、及び物性物理学と分子生物学を基盤に、新規な機能を持った物質を設計・作製し、それをデバイス化、システム化して応用を図る機能材料科学分野で構成されている。各分野における基幹的かつ最先端の教育研究を通して、学問の潮流や次世代産業の動向に対応できる広範な知識を身に付けた高度専門職業人及び新学問領域や新技術・新産業の芽を育てることのできる独創性を備えた研究者・技術者の養成を教育研究上の目的とする。

数理電子情報コースでは、今日の社会が新たな概念の創出と情報及びエネルギーの流れの高度な制御により高密度化し発展してきたことから、理論・ハードウェア・ソフトウェアの専門的知識及び能力を踏まえ、それらをさらに極めると共に、幅広い視野を以て各分野の技術を有機的に融合して独創性の高い研究が遂行できる能力を有し、世界的にも学界及び産業界を主導していきける優れた指導力を持つ研究者・技術者及び高度専門職業人の養成を教育研究上の目的とする。

人間支援・生産科学コースでは、生産科学技術及び人間支援技術を核として、新たな機能を持つ人間親和型の生産機械システム及び人間支援機械システムなど、社会的要請に基づく新機能システムを、物理学現象の原理及び実践的な工学手法に基づいて創成する能力を有し、さらにこの能力を有効に利用して各技術分野を世界的に主導していきける研究者及び高度専門技術者の養成を教育研究上の目的とする。

環境科学・社会基盤コースでは、人間社会及び自然生態系において発生する多様な環境問題のメカニズムの解明とその解決を図ると共に、将来にわたって環境と調和した持続可能かつ安全な社会を構築するための手法の確立を目指している。こうした目的の達成のために、国際的視野にたつて、自然環境の更なる理解を深めると共に、それを基にして環境と調和し災害に強い社会基盤の創造に貢献する高度な先端的研究と教育を行うことによって、新学問領域及び新技術・新産業の芽を育てられる独創性の高い研究者・技術者及び高度専門職業人の養成を教育研究上の目的とする。

連携先端研究コースでは、連携先の機関の連携教員及び本学の重点研究を推進する教員を中心に、理工学における創造的・基盤的かつ最先端の研究を行う。これらの研究を通じて、大学院生を教育し、その専門及び関連分野の知識と研究能力を有し、将来は中核的役割を果たすことの出来る研究者・技術者と高度専門職業人を養成することを教育研究上の目的とする。（理工学研究科規程）

### 3 特徴

埼玉大学は、旧制浦和高等学校、埼玉師範学校及び埼玉青年師範学校の後を受けて、昭和24年5月に教育学部及び文理学部よりなる埼玉県下唯一の国立大学として設置されている。これまでに教育・研究分野で日本と世界に貢献しつつ、多くの優れた人材を輩出してきており、現在、教養学部、経済学部、教育学部、理学部、工学部の5学部と人文社会科学研究所、教育学研究科、理工学研究科の3研究科に約8,000人の学生が在籍する総合国立大学へと発展している。また、本学は文系、理系及び教員養成系の5学部3研究科が1つのキャンパスにあり、多様な専門をもつ教員による幅広い教育と研究を展開している。

教育面では、一貫した教員養成及び教師教育の高度化を目指し、中核的・指導的に役割を担える教員養成に資するために、令和3年度に新たに10の教科領域と学校保健、幼児教育の分野を加え、学部段階での教員養成と連続性を持った専門職学位課程へと改編・拡充させた教職大学院に改組している。

令和4年度に「テーマ科目群」の再編により「学際領域科目群」及び「AL（アクティブラーニング）科目群」を新設した「新たな学士課程教育」や「文理融合型の融合教育プログラム（「地球環境における科学技術の応用と融合プログラム）」の他、副プログラムとしてより多面的能力を修得する3つの特別教育プログラムを設計し、理工学研究科改組を行っている。また、これからの大学院教育を鑑み社会のニーズに合わせた新しい教育プログラムを構築するため、従来から実施してきた高い専門性を備えた研究者・高度技術者を育成する教育プログラムに加えて、現代的課題を異分野融合で解決しうる研究者・技術、SDGsなど社会全体で達成すべき目標に対して、科学技術の側面だけでなく人文・社会科学的な支援を持ってリーダーシップを発揮出来る理工系人材の育成を目指している。

研究面では、平成31年度には、本学初の文理融合研究領域で、東アジアを研究フィールドとして、経済系、人文系、理工系の教員で構成された理系・文系の垣根を越えた文理融合型の研究チームでの活動を基礎とした「東アジアSD研究領域」を新設し、第4期中期目標期間に向けて、新たな戦略的研究領域として、本学の強みを有する研究領域の研究を推進する「戦略的研究領域（6件）」を令和4年4月に設置している。また、次の「戦略的研究領域」に繋げるため、新たに本学の強みとなる研究領域の創出を目指す「インキュベーション研究グループ（5件）」も併せて採択し、研究力強化を進めている。令和5年1月に地域社会のニーズに沿って、地球規模の課題や地域の課題解決に資する研究成果を社会実装につなげるための取組を推進する「社会変革研究センター」を設置し、社会的課題を解決するための共創拠点の形成を進めている。

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

：「該当なし」

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-1-1] 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	・自己評価書の「I 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要 ・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書）		
	<a href="#">1-1-1-01 設置計画の概要(工学部)</a>		
	<a href="#">1-1-1-02 基本計画書（教育学研究科教職実践専攻（教職大学院））</a>		
	<a href="#">1-1-1-03 基本計画書（理工学研究科（博士前期課程））</a>		
	・共同教育課程等を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料		
	・文部科学大臣の認定を受けている法曹養成連携協定がある場合は、大学間で取り交わされた有効な協定書		
・大学設置基準第57条等により、教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例の認定を受けている場合は、申請書（様式1）、申請計画書（様式2）、教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程第1条各号（第4号及び第5号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書類（様式3）、及び認定結果通知			

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

工学部改組の目的（平成30年度）  
 工学部教育の抜本的改革を行うため、これまで7学科に細分化されていた教育体制を社会ニーズ・イノベーションニーズの高い5分野に再編して専門教育の強化を図るとともに、学生の教養力・実践力・職業倫理観の強化とイノベーション人材育成を柱としたプログラムを学部全体に導入した。このことにより、最先端の応用技術へ繋がる確固たる専門知識・能力を身につけ、同時に、科学技術の研究成果を効果的かつ適切に社会実装できるイノベーション人材の育成を実現することを目指している。

教育学研究科（教職実践専攻）改組の目的（令和3年度）  
 地域の教育ニーズを踏まえ、複雑化し多様化する学校現場の課題を解決し、学校改革の中核を担う教師像を設定し、教育に関わる「高度な専門性」を備えた教員の養成を目指すとともに、個々の能力を高める「高度化」にとどまらず、豊かな人間性と社会性を育成するため、「専門性」の垣根や「専門性」と「非専門性」の垣根を越え、関係的な力を編み直す「協働化」も見据えた教員の養成を目指している。

理工学研究科（博士前期課程）改組の目的（令和4年度）  
 理工学研究科（博士前期課程）は、学部における専門基礎知識をもとに、専門分野のみならず基礎から応用にわたる広い関連知識の修得を目指す高度専門教育を通して、科学技術イノベーションを牽引することができる、独創性のある国際的なレベルの研究者へと成長するための基礎を備えた人材又は国際的な知識基盤社会において指導的役割を果たすことができる高度専門職業人の育成を目的に令和4年度に改組し、従来の6専攻13コースから、現在の5専攻11プログラムとした。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

・該当なし			
-------	--	--	--

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】  
 ・該当なし

【改善を要する事項】  
 ・該当なし

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目1-2-1】 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正前基準）		
	<a href="#">認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】</a> 【大学（専門職大学含む）用】様式1		
	※ 基幹教員制度を導入している場合 ・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正後基準）		
【分析項目1-2-2】 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	・ 教員の年齢別・性別内訳（別紙様式1-2-2）		
	<a href="#">1-2-2 教員の年齢別・性別内訳</a>		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 ・ 該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 ・ 該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・ 該当なし			
【改善を要する事項】 ・ 該当なし			

基準1-3 教育研究活動を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-3-1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・ 教員組織と教育組織の対応表（別紙様式1-3-1）		
	<a href="#">1-3-1 教員組織と教育組織の対応表</a>		
	・ 組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	<a href="#">1-3-1-01 国立大学法人埼玉大学学則</a>	第3条第4項	
	<a href="#">1-3-1-02 国立大学法人埼玉大学大学院学則</a>	第4条の3第2項	
	<a href="#">1-3-1-03 国立大学法人埼玉大学学部及び研究科の教育組織の編制に関する規則</a>	第2条	
	・ 責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	<a href="#">1-3-1-01 国立大学法人埼玉大学学則</a>	第18条、第19条	再掲
	<a href="#">1-3-1-02 国立大学法人埼玉大学大学院学則</a>	第6条	再掲
	・ 責任者の氏名が分かる資料		
<a href="#">1-3-1-04 国立大学法人埼玉大学役員等一覧</a>			
[分析項目1-3-2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-2）		
	<a href="#">1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧</a>		
	・ 教授会等の運営規定等		
	<a href="#">1-3-2-01 国立大学法人埼玉大学教養学部教授会規程</a>		
	<a href="#">1-3-2-02 国立大学法人埼玉大学経済学部教授会規程</a>		
	<a href="#">1-3-2-03 国立大学法人埼玉大学教育学部教授会規程</a>		
	<a href="#">1-3-2-04 国立大学法人埼玉大学理学部教授会規程</a>		
	<a href="#">1-3-2-05 国立大学法人埼玉大学工学部教授会規程</a>		
	<a href="#">1-3-2-06 国立大学法人埼玉大学大学院人文社会科学研究科教授会規程</a>		
	<a href="#">1-3-2-07 国立大学法人埼玉大学大学院人文社会科学研究科教授会代議員会に関する申合せ</a>		
	<a href="#">1-3-2-08 国立大学法人埼玉大学大学院教育学研究科委員会規程</a>		
<a href="#">1-3-2-09 国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科教授会規程</a>			
<a href="#">1-3-2-10 国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科教授会代議員会に関する申合せ</a>			
[分析項目1-3-3] 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること	・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-3）		
	<a href="#">1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧</a>		
	・ 運営規定等		
	<a href="#">1-3-3-01 国立大学法人埼玉大学教育研究評議会規則</a>		
<a href="#">1-3-3-02 国立大学法人埼玉大学教育機構教育企画室規程</a>			

<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
・該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・該当なし			
【改善を要する事項】			
・該当なし			

II 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

：「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1） <a href="#">2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧</a>		
	・明文化された規定類 <a href="#">2-1-1-01 国立大学法人埼玉大学大学評価規則</a>	第3条、第4条、第5条	
	<a href="#">2-1-1-02 国立大学法人埼玉大学における教育の内部質保証に関する規則</a>	第2条	
	<a href="#">2-1-1-03 大学評価体制図</a>		
[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	・教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2） <a href="#">2-1-2 教育研究上の基本組織一覧</a>		
	・明文化された規定類 <a href="#">2-1-1-01 国立大学法人埼玉大学大学評価規則</a>	第7条	再掲
	<a href="#">2-1-1-02 国立大学法人埼玉大学における教育の内部質保証に関する規則</a>	第2条	再掲
	<a href="#">2-1-2-01 国立大学法人埼玉大学教養学部評価委員会規程</a>		
	<a href="#">2-1-2-02 国立大学法人埼玉大学経済学部評価委員会規程</a>		
	<a href="#">2-1-2-03 国立大学法人埼玉大学教育学部評価委員会規程</a>		
	<a href="#">2-1-2-04 国立大学法人埼玉大学理学部評価委員会規程</a>		
	<a href="#">2-1-2-05 国立大学法人埼玉大学工学部評価委員会規程</a>		
	<a href="#">2-1-2-06 国立大学法人埼玉大学大学院人文社会科学研究科評価委員会規程</a>		
	<a href="#">2-1-2-07 国立大学法人埼玉大学教育学研究科評価委員会規程</a>		
・評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの）			
[分析項目2-1-3] 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること	・質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3） <a href="#">2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧</a>		
	・明文化された規定類 <a href="#">2-1-1-02 国立大学法人埼玉大学における教育の内部質保証に関する規則</a>	第2条	再掲
	<a href="#">2-1-3-01 国立大学法人埼玉大学施設・環境マネジメント委員会規則</a>		
	<a href="#">2-1-3-02 国立大学法人埼玉大学教育機構規程</a>		

	<a href="#">2-1-3-03 国立大学法人埼玉大学教育機構における教育の内部質保証自己点検・評価組織について</a>	第2	
	<a href="#">2-1-3-04 国立大学法人埼玉大学教育機構教育推進室規程</a>		
	<a href="#">2-1-3-05 国立大学法人埼玉大学図書館規程</a>		
	<a href="#">2-1-3-06 国立大学法人埼玉大学図書館会議細則</a>		
	<a href="#">2-1-3-07 国立大学法人埼玉大学情報メディア基盤センター規程</a>		
	<a href="#">2-1-3-08 国立大学法人埼玉大学情報メディア基盤センター会議細則</a>		
	<a href="#">2-1-3-09 国立大学法人埼玉大学教育機構キャリアセンター規程</a>		
	<a href="#">2-1-3-10 国立大学法人埼玉大学教育機構学生生活支援室規程</a>		
	<a href="#">2-1-3-11 国立大学法人埼玉大学教育機構障がい学生支援室規程</a>		
	<a href="#">2-1-3-12 国立大学法人埼玉大学教育機構保健センター規程</a>		
	<a href="#">2-1-3-13 国立大学法人埼玉大学ハラスメントの防止等に関する規則</a>		
	<a href="#">2-1-3-14 国立大学法人埼玉大学国際本部規程</a>		
	<a href="#">2-1-3-15 国立大学法人埼玉大学国際本部国際企画室規程</a>		
	<a href="#">2-1-3-16 国立大学法人埼玉大学教育機構アドミッションセンター規程</a>		
	<a href="#">2-1-3-17 入試改革検討ワーキンググループ設置要綱（非公表）</a>		
<p>[分析項目2-1-4]                  研究活動、地域貢献活動又は教育の国際化の組織的取組が行われている場合には、その質保証について責任をもつ体制を整備していること（より望ましい取組として分析）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究活動、地域貢献活動及び教育の国際化の組織的取組の質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-4）</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明文化された規定類</li> </ul>		

<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
<p><b>【分析項目2-1-1】</b>            本学では、大学全体の自己点検・評価組織として大学評価委員会を位置付け、大学評価委員会に内部質保証委員会及び教育・研究等評価室を設置している(2-1-1-01)。内部質保証委員会では、学生の受入れ、学生支援、教育課程及び学修成果、施設設備整備、情報設備整備、図書館設備整備及び教職課程を対象として規則に定めた評価事項、評価基準、実施頻度等により自己点検・評価を行い、改善に繋げる体制を構築している(2-1-1-02)。国立大学法人評価、年度計画評価、教員活動評価等に関する自己点検・評価は、教育・研究等評価室が取りまとめ、その結果を大学評価委員会で審議する体制としている。機関別認証評価では、内部質保証委員会と教育・研究等評価室が領域を分担し、自己点検・評価を行い、教育・研究等評価室が全体を取りまとめ、大学評価委員会が確定する体制としている(2-1-1-03)。</p>			
<p><b>【分析項目2-1-2】</b>            内部質保証委員会において教育課程に関する自己点検・評価組織を学部・研究科とする体制を構築し(2-1-1-02)、学部・研究科ではそれぞれの自己点検・評価組織を整備している(2-1-2-01~08)。</p>			
<p><b>【分析項目2-1-3】</b>            内部質保証委員会において施設及び設備、学生支援並びに学生の受入れに関する自己点検・評価組織に関する体制を構築している(2-1-1-02)。教育機構アドミッションセンターにおいては、入試改革検討ワーキンググループを設置し、入学者の追跡調査等による、選抜状況の妥当性・信頼性の検証、入試方法の工夫改善等に関する調査・検討を行っている(2-1-3-16・17)。令和5年4月、障がい学生の円滑な修学及び学生生活支援に寄与することを目的として、教育機構に障がい学生支援室を設置した。内部質保証体制においては、活動実績が確認できる設置1年経過後から自己点検・評価を実施する予定としている(2-1-1-02・2-1-3-11)。</p>			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
・該当なし			
<p><b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。  <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p><b>【優れた成果が確認できる取組】</b>            ・該当なし</p>			
<p><b>【改善を要する事項】</b>            ・該当なし</p>			

基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・明文化された規定類 <a href="#">2-1-1-01 国立大学法人埼玉大学大学評価規則</a>	第4条、第8条	再掲
	<a href="#">2-2-1-01 国立大学法人埼玉大学大学評価実施細則</a>	第10条	
	<a href="#">2-1-1-02 国立大学法人埼玉大学における教育の内部質保証に関する規則</a>	第5条、第6条、別表2	再掲
[分析項目2-2-2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うことが定められていること	・教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-2） <a href="#">2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧</a>		
	・明文化された規定類 <a href="#">2-1-1-01 国立大学法人埼玉大学大学評価規則</a>	第4条、第8条	再掲
	<a href="#">2-2-1-01 国立大学法人埼玉大学大学評価実施細則</a>	第10条	再掲
	<a href="#">2-1-1-02 国立大学法人埼玉大学における教育の内部質保証に関する規則</a>	第5条、第6条、別表2	再掲
	<a href="#">2-2-2-01 国立大学法人埼玉大学における教育の内部質保証に係る授業科目に関する自己点検・評価実施細則</a>		
	<a href="#">2-1-3-03 国立大学法人埼玉大学教育機構における教育の内部質保証自己点検・評価組織について</a>	第2	再掲
	<a href="#">2-2-2-02 国立大学法人埼玉大学における教育の内部質保証に係る教職課程に関する自己点検・評価の分析手順要項</a>		
	<a href="#">2-2-2-03 令和4年度教育の内部質保証自己点検・評価実施体制・手順</a>	2.(3)	
[分析項目2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	・自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-3） <a href="#">2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧</a>		
	・明文化された規定類 <a href="#">2-1-1-02 国立大学法人埼玉大学における教育の内部質保証に関する規則</a>	第5条、第6条、別表2	再掲

<p>[分析項目2-2-4]                  機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること</p>	・意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4） <a href="#">2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧</a>		
	・明文化された規定類 <a href="#">2-2-4-01 埼玉大学におけるステークホルダーからの意見聴取実施要項</a>		
	<a href="#">2-2-4-02 国立大学法人埼玉大学教育の内部質保証における自己点検・評価及び改善に関する基本方針</a>		
	<a href="#">2-2-4-03 令和5年度埼玉大学「新入生調査」実施要項</a>		
	<a href="#">2-2-4-04 令和4年度「学生による授業評価アンケート」調査実施要項</a>		
	<a href="#">2-2-4-05 令和4年度埼玉大学「在学生調査」実施要項</a>		
	<a href="#">2-2-4-06 令和4年度埼玉大学「卒業・修了時満足度調査」実施要項</a>		
	<a href="#">2-2-4-07 令和4年度埼玉大学企業・官公庁アンケート調査（埼玉大学 実社会が大学／学生へ求める教育を知るためのアンケート）実施要項</a>		
	<a href="#">2-2-4-08 令和4年度埼玉大学卒業生・修了生アンケート調査実施要項</a>		
	<a href="#">2-2-4-09 令和4年度埼玉大学卒業生・修了生アンケート調査（教員就職者向け）実施要項</a>		
	<a href="#">2-2-4-10 令和5年度埼玉大学学生生活に関するアンケート実施要項</a>		
	<a href="#">2-1-1-02 国立大学法人埼玉大学における教育の内部質保証に関する規則</a>	第5条、第6条、別表2	再掲
<p>[分析項目2-2-5]                  機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価を基に受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること</p>	・検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5） <a href="#">2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧</a>		
	・明文化された規定類 <a href="#">2-1-1-02 国立大学法人埼玉大学における教育の内部質保証に関する規則</a>	第4条第3号、第6条	再掲

<p>【分析項目2-2-6】 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること</p>	<p>・実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6） <a href="#">2-2-6 実施の責任主体一覧</a></p> <p>・明文化された規定類 <a href="#">2-1-1-02 国立大学法人埼玉大学における教育の内部質保証に関する規則</a></p>	<p>第6条</p>	<p>再掲</p>
<p>【分析項目2-2-7】 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること</p>	<p>・明文化された規定類 <a href="#">2-1-1-02 国立大学法人埼玉大学における教育の内部質保証に関する規則</a></p>	<p>第6条</p>	<p>再掲</p>
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>【分析項目2-2-2】 「国立大学法人埼玉大学における教育の内部質保証に関する規則（2-1-1-02）」別表の教育課程及び学修成果に関する自己点検・評価に掲げる評価事項・評価基準は、領域6の各基準に対応するようにしており、同規則により自己点検・評価を行うことで、教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うこととしている。 学士課程においては、教養教育に相当する科目群を教養・スキル・リテラシー科目と位置づけ教育機構が開設し、専門科目・初年次科目は各学部が開設している。「国立大学法人埼玉大学における教育の内部質保証に係る授業科目に関する自己点検・評価実施細則（2-2-2-01）」により次のとおり教育課程としての自己点検・評価を行う。教育機構では教養・スキル・リテラシー科目に関する自己点検・評価を行い、その結果を各学部へ報告する。各学部では、自ら開設する専門科目等に関する自己点検・評価を行い、教育機構から報告された教養・スキル・リテラシー科目と合わせて、教育課程としての自己点検・評価を行う。教職課程に関する科目（専修免許状の取得に係る科目を除く。）においても同様の手順により自己点検・評価を行う。</p>			
<p>【分析項目2-2-4】 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みに関する明文化された規定類として、アンケート等の実施時期、実施主体、実施対象、意見聴取内容等を定めた「埼玉大学におけるステークホルダーからの意見聴取実施要項（2-2-4-01）」を内部質保証委員会で審議し令和5年3月に定めた。各調査等それぞれの実施要項は、個別に定めている（2-2-4-3～10）。 聴取した意見は、「国立大学法人埼玉大学における教育の内部質保証に関する規則（2-2-1-02）」別表2に対応する評価事項・評価基準での自己点検・評価に活用し、改善に取り組む。 「国立大学法人埼玉大学教育の内部質保証における自己点検・評価及び改善に関する基本方針（2-2-4-02）」は、内部質保証委員会として業務を行う際の基本的な行動や処置の方向・原則を定めたものと位置づけ制定し、主に、自己点検・評価及び改善に関することを定めている。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>・該当なし</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】 ・該当なし</p>			
<p>【改善を要する事項】 ・該当なし</p>			

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-3-1] 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果を上げていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1）		
	<a href="#">2-3-1 計画等の進捗状況一覧</a>		
	<a href="#">2-3-1-01 埼玉大学統合報告書2022</a>	16ページ	
	<a href="#">2-3-1-02 埼玉大学大学概要2022（抜粋）</a>		
	<a href="#">2-3-1-03 2020年度在学生調査の集計（非公表）</a>		
	<a href="#">2-3-1-04 令和5年度実地研究Ⅱ・課題研究Ⅱシラバス例</a>		
	<a href="#">2-3-1-05 実地研究Ⅰ実習校一覧</a>		
	<a href="#">2-3-1-06 令和5年度学校と教職の課題探求シラバス</a>		
	<a href="#">2-3-1-07 令和5年度教育学研究科シラバス例</a>		
	<a href="#">2-3-1-08 令和4年度第3回・4回教育企画室会議議事録（非公表）</a>		
	<a href="#">2-3-1-09 国立大学法人埼玉大学数理・データサイエンス・AIリテラシー教育プログラム要項</a>		
	<a href="#">2-3-1-10 国立大学法人埼玉大学データサイエンス教育実施委員会要項</a>		
	<a href="#">2-3-1-11 令和4年度「VSAT（長所発見・行動特性テスト）」実施要項（非公表）</a>		
	<a href="#">2-3-1-12 2020年度卒業・修了時満足度調査に関する分析</a>		
	<a href="#">2-3-1-13 アカデミックライティングに関する科目の確認状況（非公表）</a>		
	<a href="#">2-3-1-14 第1回教育学部教授会議事要旨（非公表）</a>		
	<a href="#">2-3-1-15 人文社会科学研究科（学際系）ネイティブチェック補助制度について（非公表）</a>		
	<a href="#">2-3-1-16 大学院改革検討WG／第1回議事要録（非公表）</a>		
	<a href="#">2-3-1-17 教養学部教育課程編成・実施の方針</a>		
	<a href="#">2-3-1-18 経済学部教育課程編成・実施の方針</a>		
	<a href="#">2-3-1-19 教育学部教育課程編成・実施の方針</a>		
<a href="#">2-3-1-20 工学部教育課程編成・実施の方針</a>			
<a href="#">2-3-1-21 人文社会科学研究科教育課程編成・実施の方針</a>			

<a href="#">2-3-1-22 経済学部カリキュラム・マップ</a>		
<a href="#">2-3-1-23 人文社会科学研究科カリキュラム・マップ</a>		
<a href="#">2-3-1-24 カリキュラム・マップを公表しているWebサイト</a>		
<a href="#">2-3-1-25 国立大学法人埼玉大学大学院人文社会科学研究科規程</a>	第6条の2	
<a href="#">2-3-1-26 国立大学法人埼玉大学大学院人文社会科学研究科の研究指導計画書に関する要項</a>		
<a href="#">2-3-1-27 令和5年度シラバス作成について（依頼）（非公表）</a>		
<a href="#">2-3-1-28 令和5年度教養学部シラバス</a>		
<a href="#">2-3-1-29 令和5年度経済学部シラバス</a>		
<a href="#">2-3-1-30 令和5年度教育学部シラバス</a>		
<a href="#">2-3-1-31 シラバス等相互確認シート（理学部）（非公表）</a>		
<a href="#">2-3-1-32 令和5年度理学部シラバス</a>		
<a href="#">2-3-1-33 令和5年度人文社会科学研究科シラバス</a>		
<a href="#">2-3-1-34 国立大学法人埼玉大学授業科目の成績評価に係る調査及び異議申立てに関する要項</a>		
<a href="#">2-3-1-35 学則・学部教授会規程</a>	学則第47条、学部 教授会規程第3 条	
<a href="#">2-3-1-36 国立大学法人埼玉大学長期履修学生規則</a>		
<a href="#">2-3-1-37 令和2年度第15回教育学部教授会議事要旨（非公表）</a>		
<a href="#">2-3-1-38 埼玉大学における令和5年度入試の主な変更点</a>		
<a href="#">2-3-1-39 2021年度学部授業の成績評価について（教養学部カリキュラム委員会）（非公表）</a>		
<a href="#">2-3-1-40 卒論指導・評価についての報告書（教養学部）（非公表）</a>		
<a href="#">2-3-1-41 個人指導が中心となる科目（「卒業研究I,II」）における成績評価の客観性の担保に関する申し合わせ（教養学部）（非公表）</a>		
<a href="#">2-3-1-42 令和3年度教育の内部質保証自己点検・評価結果概要</a>	5ページ	
<a href="#">2-3-1-43 経済学部カリキュラム委員会議事要録（非公表）</a>		
<a href="#">2-3-1-44 令和5年度第4回経済学部教授会議事要録（非公表）</a>		
<a href="#">2-3-1-45 卒業研究論文の評価の観点（経済学部）（非公表）</a>		

<a href="#">2-3-1-46 卒業論文の評価方法（教育学部）</a>		
<a href="#">2-3-1-47 令和4年度第2回理学部内部質保証委員会議事録（非公表）</a>		
<a href="#">2-3-1-48 令和4年度第5回理学部内部質保証委員会議事録（非公表）</a>		
<a href="#">2-3-1-49 令和5年度工学部シラバス</a>		
<a href="#">2-3-1-50 工学部内部質保証委員会（学科に対する調査）および結果（非公表）</a>		
<a href="#">2-3-1-51 工学部評価委員会申し合わせ（非公表）</a>		
<a href="#">2-3-1-52 2021年度人文社会科学研究所（学際系）の成績分布について（非公表）</a>		
<a href="#">2-3-1-53 2023年度第3回経済系大学院カリキュラム委員会議事要録（非公表）</a>		
<a href="#">2-3-1-54 人文社会科学研究所（学際系）論文評価基準</a>		
<a href="#">2-3-1-55 オンライン授業の活用について（非公表）</a>		
<a href="#">2-3-1-56 教養学部カリキュラム・マップ</a>		
<a href="#">2-3-1-57 教育学部カリキュラム・マップ</a>		
<a href="#">2-3-1-58 理学部カリキュラム・マップ</a>		
<a href="#">2-3-1-59 工学部カリキュラム・マップ</a>		
<a href="#">2-3-1-60 教養学部・経済学部・人文社会科学研究所における定期試験答案等の保存に関する取扱基準</a>		
<a href="#">2-3-1-61 教育学部における定期試験答案等の保存に関する取扱基準</a>		
<a href="#">2-3-1-62 理学部における定期試験答案等の保存に関する取扱基準</a>		

<p>【分析項目2-3-2】 機関別内部質保証体制の中で、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）</p>	<p>・該当する報告書等</p>		
<p>【分析項目2-3-3】 機関別内部質保証体制の中で、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）</p>	<p>・該当する報告書等</p> <p>・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。</p>		
<p>【分析項目2-3-4】 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）</p>	<p>・該当する第三者による検証等の報告書</p> <p><a href="#">2-3-4-01 JABEE認定審査結果報告書（令和4年3月）（非公表）</a></p> <p><a href="#">2-3-4-02 教職大学院認証評価評価報告書（平成30年度）</a></p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>【分析項目2-3-1】 学際系とは、人文社会科学研究科博士前期課程文化環境専攻、国際日本アジア専攻日本アジア文化コース及び博士後期課程日本アジア文化専攻を指し、経済系とは、同研究科博士前期課程国際日本アジア専攻日本アジア経済経営コース、経済経営専攻及び博士後期課程経済経営専攻を指す（2-3-1-15・52～54）。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>・該当なし</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】 ・該当なし</p>			
<p>【改善を要する事項】 ・該当なし</p>			

基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目2-4-1】 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	・明文化された規定類		
	<a href="#">1-3-3-01 国立大学法人埼玉大学教育研究評議会規則</a>		再掲
	<a href="#">2-1-1-01 国立大学法人埼玉大学大学評価規則</a>	第3条第5項	再掲
	<a href="#">2-4-1-01 国立大学法人埼玉大学役員会規則</a>		
	・新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料		
	<a href="#">2-4-1-02 令和2年度第1回教育研究評議会資料・議事要録</a>		
	<a href="#">2-4-1-03 令和2年度第1回役員会資料・議事要録</a>		
	<a href="#">2-4-1-04 令和3年度第1回教育研究評議会資料・議事要録</a>		
<a href="#">2-4-1-05 令和3年度第1回役員会資料・議事要録</a>			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
・該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・該当なし			
【改善を要する事項】			
・該当なし			

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-5-1] 教員の採用及び昇格等にあって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1）		
	<a href="#">2-5-1 教員の採用・昇任の状況(過去5年分)</a>		
	・明文化された規定類		
	<a href="#">2-5-1-01 国立大学法人埼玉大学教員の人事に関する規則（非公表）</a>		
	<a href="#">2-5-1-02 国立大学法人埼玉大学における専任教員の採用又は昇任に係る人事計画の承認申請について（非公表）</a>		
	<a href="#">2-5-1-03 国立大学法人埼玉大学人事委員会細則（非公表）</a>		
	<a href="#">2-5-1-04 国立大学法人埼玉大学人事管理委員会細則（非公表）</a>		
	<a href="#">2-5-1-05 国立大学法人埼玉大学資格審査委員会細則（非公表）</a>		
	<a href="#">2-5-1-06 国立大学法人埼玉大学教員選考基準（非公表）</a>		
	<a href="#">2-5-1-07 人文社会科学研究科における教員の選考に関する要項（非公表）</a>		
	<a href="#">2-5-1-08 人文社会科学研究科（学際系）教員の採用・昇任の基準及び手続に関する申し合わせ（非公表）</a>		
	<a href="#">2-5-1-09 人文社会科学研究科（学際系）人事関係申し合わせ（非公表）</a>		
	<a href="#">2-5-1-10 人文社会科学研究科（経済系）人事ルール（非公表）</a>		
	<a href="#">2-5-1-11 採用人事における教員選考に関する申し合わせ（教育学部）（非公表）</a>		
	<a href="#">2-5-1-12 実務家教員の資格審査等に関する申し合わせ（教育学部）（非公表）</a>		
	<a href="#">2-5-1-13 教授人事の申し合せ（教育学部）（非公表）</a>		
	<a href="#">2-5-1-14 教育学部教授候補者判定参考基準（非公表）</a>		
	<a href="#">2-5-1-15 資格審査委員会報告書（教育学部）（様式）（非公表）</a>		
	<a href="#">2-5-1-16 理工学研究科専任教員の採用に関する申合せ（非公表）</a>		
	<a href="#">2-5-1-17 埼玉大学大学院理工学研究科（博士後期課程）担当教員の選考に関する要項（非公表）</a>		
	<a href="#">2-5-1-18 埼玉大学大学院理工学研究科（博士後期課程）担当教員資格審査基準（非公表）</a>		
	<a href="#">2-5-1-19 教員公募選考状況報告（理工学研究科）（様式）（非公表）</a>		
・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料			
・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあっては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料			
<a href="#">2-5-1-20 選考委員会報告書（採用例）（非公表）</a>			
<a href="#">2-5-1-21 選考委員会報告書（昇任例）（非公表）</a>			
<a href="#">2-5-1-22 理工学研究科採用・昇任審査の面接、模擬授業等の実施について（過去5年）（非公表）</a>			

<p>[分析項目2-5-2]                  教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること</p>	・教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2） <a href="#">2-5-2 教員業績評価の実施状況</a>		
	・明文化された規定類 <a href="#">2-5-2-01 埼玉大学における教員活動評価の基本方針（非公表）</a> <a href="#">2-5-2-02 埼玉大学における教員活動評価実施要項（非公表）</a> <a href="#">2-5-2-03 「令和4年度教員活動報告書」（令和3年度業績分）の提出について（依頼）（非公表）</a> <a href="#">2-5-2-04 教員活動報告書Web入力システム操作マニュアル（非公表）</a> <a href="#">2-5-2-05 人文社会科学研究科教員活動評価実施要領（令和4年度）（非公表）</a> <a href="#">2-5-2-06 教育学部評価実施要領（非公表）</a> <a href="#">2-5-2-07 令和4年度理工学研究科教員活動評価実施要領（非公表）</a> <a href="#">2-5-2-08 令和4年度教育機構教員活動評価実施要領（非公表）</a> <a href="#">2-5-2-09 研究機構令和4年度（令和3年度業績分）教員活動評価実施要領（非公表）</a> <a href="#">2-5-2-10 令和4年度情報メディア基盤センター教員活動評価実施要領（非公表）</a> <a href="#">2-5-2-11 ダイバーシティ推進センター令和4年度（令和3年度業績分）教員活動評価実施要領（非公表）</a> <a href="#">2-5-2-12 国立大学法人埼玉大学年俸制業績評価に関する規則（非公表）</a> <a href="#">2-5-2-13 国立大学法人埼玉大学年俸制業績評価実施要項（非公表）</a> <a href="#">2-5-2-14 国立大学法人埼玉大学年俸制業績評価委員会細則（非公表）</a>		
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等） <a href="#">2-5-2-15 令和2年度教員活動評価実施報告書（非公表）</a> <a href="#">2-5-2-16 令和3年度教員活動評価実施報告書（非公表）</a> <a href="#">2-5-2-17 令和4年度教員活動評価実施報告書（非公表）</a> <a href="#">2-5-2-18 令和2年度第1回全学年俸制業績評価委員会議事要旨（非公表）</a> <a href="#">2-5-2-19 令和3年度第1回全学年俸制業績評価委員会議事要旨（非公表）</a> <a href="#">2-5-2-20 令和4年度第1回全学年俸制業績評価委員会議事要旨（非公表）</a> <a href="#">2-5-2-21 年俸制業績評価結果報告書例（非公表）</a> <a href="#">2-5-2-22 年俸制業績評価結果一覧例（非公表）</a>		

<p>[分析項目2-5-3]                  評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること</p>	・評価結果に基づく取組（別紙様式2-5-3） <a href="#">2-5-3 評価結果に基づく取組</a>		
	・反映される規定がある場合は明文化された規定類 <a href="#">2-5-2-01 埼玉大学における教員活動評価の基本方針（非公表）</a>	6	再掲
	<a href="#">2-5-3-01 国立大学法人埼玉大学教職員年俸制給与等規則（非公表）</a>		
	<a href="#">2-5-3-02 国立大学法人埼玉大学教職員年俸制給与等規則の適用を受ける対象者について（非公表）</a>		
	<a href="#">2-5-3-03 国立大学法人埼玉大学教職員年俸制給与等規則の適用を受ける教職員の基本年俸及び業績給の決定等の基準（非公表）</a>		
	<a href="#">2-5-3-04 国立大学法人埼玉大学教職員年俸制給与等規則適用者の期末手当相当額及び勤勉手当相当額に関する規則（非公表）</a>		
	<a href="#">2-5-2-12 国立大学法人埼玉大学年俸制業績評価に関する規則（非公表）</a>		再掲
	<a href="#">2-5-2-13 国立大学法人埼玉大学年俸制業績評価実施要項（非公表）</a>		再掲
	<a href="#">2-5-2-14 国立大学法人埼玉大学年俸制業績評価委員会細則（非公表）</a>		再掲
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等） <a href="#">2-5-2-15 令和2年度教員活動評価実施報告書（非公表）</a>		再掲
	<a href="#">2-5-2-16 令和3年度教員活動評価実施報告書（非公表）</a>		再掲
	<a href="#">2-5-2-17 令和4年度教員活動評価実施報告書（非公表）</a>		再掲
	<a href="#">2-5-2-18 令和2年度第1回全学年俸制業績評価委員会議事要旨（非公表）</a>		再掲
	<a href="#">2-5-2-19 令和3年度第1回全学年俸制業績評価委員会議事要旨（非公表）</a>		再掲
	<a href="#">2-5-2-20 令和4年度第1回全学年俸制業績評価委員会議事要旨（非公表）</a>		再掲
<a href="#">2-5-2-21 年俸制業績評価結果報告書例（非公表）</a>		再掲	
<a href="#">2-5-2-22 年俸制業績評価結果一覧例（非公表）</a>		再掲	
<p>[分析項目2-5-4]                  授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること</p>	・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-4） <a href="#">2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧</a>		

<p>【分析項目2-5-5】 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者（指導補助者）が配置され、それらの者が適切に活用されていること</p>	<p>・教育支援者、教育補助者（指導補助者）一覧（別紙様式2-5-5）</p> <p><a href="#">2-5-5 教育支援者、教育補助者（指導補助者）一覧</a></p>		
	<p>・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料</p> <p><a href="#">2-5-5-01 国立大学法人埼玉大学事務組織規程</a></p>	第14条、第18条～第22条	
	<p><a href="#">2-5-5-02 埼玉大学事務組織図</a></p>		
	<p>・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料</p> <p><a href="#">2-5-5-01 国立大学法人埼玉大学事務組織規程</a></p>	第14条	再掲
	<p><a href="#">2-5-5-03 国立大学法人埼玉大学研究機構総合技術支援センター規程</a></p>		
	<p><a href="#">2-5-5-04 埼玉大学総合技術支援センター業務体制</a></p>		
	<p><a href="#">2-5-5 教育支援者、教育補助者（指導補助者）一覧</a></p>		再掲
	<p>・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の関係規定、配置やTA等の配置状況、活用状況が確認できる資料</p> <p><a href="#">2-5-5 教育支援者、教育補助者（指導補助者）一覧</a></p>		再掲
	<p><a href="#">2-5-5-05 国立大学法人埼玉大学ティーチング・アシスタント実施要項</a></p>		
	<p><a href="#">2-5-5-06 ティーチング・アシスタントの措置基準</a></p>		
<p>【分析項目2-5-6】 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者（指導補助者）が担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること</p>	<p>・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6）</p> <p><a href="#">2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧</a></p>		
	<p>・教育補助者（指導補助者）に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料</p> <p><a href="#">2-5-6-01 TAハンドブック 2023(令和5)年度版</a></p>		
	<p><a href="#">2-5-6-02 ティーチング・アシスタントに対する研修の実施について（依頼）（非公表）</a></p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>【分析項目2-5-1】 学際系とは、人文社会科学専攻博士前期課程文化環境専攻、国際日本アジア専攻日本アジア文化コース及び博士後期課程日本アジア文化専攻を指し、経済系とは、同研究科博士前期課程国際日本アジア専攻日本アジア経済経営コース、経済経営専攻及び博士後期課程経済経営専攻を指す（2-5-1-08～10）。</p>			
<p>【分析項目2-5-3】 本学の教員活動評価は教育研究水準の維持に重きを置いて評価を行っており、水準に満たない教員に対しては部局長が指導助言を行い、水準の維持に努めてきている。なお、「埼玉大学における教員活動評価の基本方針」（2-5-2-01）で「部局長等は、特に高い評価を受けた教員に対し支援等の適切な措置を行うこと」を定めてはいるが、部局ごとには、令和2～4年度において評価の高い教員に対して支援等の適切な措置を実施した実績について該当する者はいなかった。</p>			
<p>【分析項目2-5-6】 令和4年度までティーチング・アシスタント（TA）に対して各教員がオリエンテーションを実施して指導・助言を行っていた。令和5年度にTAハンドブックを新たに作成し、それを活用した研修を実施することとした。第1・2タームは、各授業担当教員で実施することとし、年度の途中には授業単位を超えた研修の実施を予定している。</p>			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
・該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・該当なし			
【改善を要する事項】			
・該当なし			

II 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

：「該当なし」

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-1-1】 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・直近年度の財務諸表		
	3-1-1-01_埼玉大学令和4年度財務諸表		
	・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書		
	3-1-1-02_令和4年度監事監査報告		
【分析項目3-1-2】 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	3-1-1-03_令和4年度独立監査人監査報告書		
	・予算・決算の状況（過去5年間分）が分かる資料（別紙様式3-1-2）		
	3-1-2_予算・決算の状況(過去5年間分)が分かる資料		
	・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類		
	3-1-2-01_30%以上乖離している項目及び特別損失が過大である理由		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 ・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 ・該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・該当なし			
【改善を要する事項】 ・該当なし			

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-2-1】 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む。）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。）		
	<a href="#">1-3-3-01 国立大学法人埼玉大学教育研究評議会規則</a>		再掲
	<a href="#">2-4-1-01 国立大学法人埼玉大学役員会規則</a>		再掲
	<a href="#">3-2-1-01 国立大学法人埼玉大学経営協議会規則</a>		
	<a href="#">3-2-1-02 国立大学法人埼玉大学学長選考・監察会議規則</a>		
	<a href="#">3-2-1-03 国立大学法人埼玉大学全学運営会議規則</a>		
	・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料		
	・役職者の名簿 <a href="#">1-3-1-04 国立大学法人埼玉大学役員等一覧</a>		再掲
【分析項目3-2-2】 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	・法令遵守事項一覧（別紙様式3-2-2） ・危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2）		
	<a href="#">3-2-2 法令遵守事項、危機管理体制等一覧</a>		
【分析項目3-2-3】 研究の実施に関して高等教育機関として相応しい規程、方針等が整備され、優れた成果を上げていること（より望ましい取組として分析）	・研究の実施に関する方針等一覧（別紙様式3-2-3） ・研究の支援・推進制度等一覧（別紙様式3-2-3）		
	・研究の実施に関する方針等の内容を示す資料		
	・研究の支援・推進制度等によって優れた成果が得られていることを示す資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 ・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 ・該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・該当なし			
【改善を要する事項】 ・該当なし			

基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-3-1】 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営に係る組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-5教育支援者を含む。））（別紙様式3-3-1）		
	<a href="#">3-3-1 事務組織一覧</a>		
	・根拠となる規定類		
	<a href="#">2-5-5-01 国立大学法人埼玉大学事務組織規程</a>		再掲
	<a href="#">3-3-1-01 国立大学法人埼玉大学監査室規程</a>		
	<a href="#">3-3-1-02 国立大学法人埼玉大学学長室規則</a>		
	<a href="#">3-3-1-03 国立大学法人埼玉大学参事室規則</a>		
【分析項目3-3-2】 教育の国際化を推進する組織を有する場合は、当該組織が優れた機能を有し、成果を上げていること（より望ましい取組として分析）	・管理運営に係る組織の組織図		
	<a href="#">2-5-5-02 埼玉大学事務組織図</a>		再掲
	・教育の国際化を推進する組織一覧（別紙様式3-3-2）		
	・根拠となる規定類		
	・優れた成果が分かる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目3-3-1】 これまで学長室が行っていた業務のうち、経営企画に関することを経営企画推進課（令和5年4月1日新設）に移管し、経営企画推進課の職員が学長室を併任している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
・該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・該当なし			
【改善を要する事項】			
・該当なし			

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-4-1】 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式3-4-1）		
	<a href="#">3-4-1 教職協働の状況</a>		
	・根拠となる規定類		
【分析項目3-4-2】 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2）		
	<a href="#">3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧</a>		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 ・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 ・該当なし			
<b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b> ・該当なし			
<b>【改善を要する事項】</b> ・該当なし			

基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-5-1] 監事が適切な役割を果たしていること	・ 監事に関する規定 <a href="#">3-5-1-01 国立大学法人埼玉大学監事監査規則</a>		
	<a href="#">3-5-1-02 国立大学法人埼玉大学監事監査実施要項</a>		
	・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等） <a href="#">3-5-1-03 令和5事業年度国立大学法人埼玉大学監事監査計画について（非公表）</a>		
	<a href="#">3-5-1-04 令和4事業年度国立大学法人埼玉大学監事監査結果報告書（非公表）</a>		
	・ 監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果		
[分析項目3-5-2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	・ 会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等） <a href="#">3-5-2-01 第19期事業年度監査計画概要説明書（非公表）</a>		
	・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等） <a href="#">3-5-2-02 第18期事業年度監査結果概要報告書（非公表）</a>		
[分析項目3-5-3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	・ 組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの） <a href="#">3-5-3-01 埼玉大学組織図</a>		
	<a href="#">3-3-1-01 国立大学法人埼玉大学監査室規程</a>		再掲
	・ 内部監査に関する規定 <a href="#">3-5-3-02 国立大学法人埼玉大学内部監査規則</a>		
	・ 監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等） <a href="#">3-5-3-03 令和5年度内部監査計画（非公表）</a>		
	<a href="#">3-5-3-04 令和4年度内部監査結果について（報告）（非公表）</a>		
[分析項目3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	・ 監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等） <a href="#">3-5-3-04 令和4年度内部監査結果について（報告）（非公表）</a>		再掲
	<a href="#">3-5-4-01 監査計画説明会議事メモ（非公表）</a>		
	<a href="#">3-5-4-02 学長ディスカッション議事メモ（非公表）</a>		
	<a href="#">3-5-4-03 監事ディスカッション議事メモ（非公表）</a>		
	<a href="#">3-5-4-04 令和4事業年度監査報告会議事メモ（非公表）</a>		
	<a href="#">3-5-4-05 令和5年度第3回全学運営会議議事要録（非公表）</a>		

<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
・該当なし			
<b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b>			
・該当なし			
<b>【改善を要する事項】</b>			
・該当なし			

基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-6-1】 法令等が公表を求める事項を公表していること	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3-6-1）		
	<a href="#">3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧</a>		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 ・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 ・該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・該当なし			
【改善を要する事項】 ・該当なし			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

：「該当なし」

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正前基準）		
	<a href="#">認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学（専門職大学含む）用】様式1</a>		再掲
	※基幹教員制度を導入している場合 ・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正後基準）		
	・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1）		
	<a href="#">4-1-1 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧</a>		
[分析項目4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	・ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2）		
	<a href="#">4-1-2 附属施設等一覧</a>		
[分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式4-1-3）		
	<a href="#">4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況</a>		
[分析項目4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）等		
	<a href="#">4-1-4-01 令和4年度「学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）」（抜粋）</a>		
[分析項目4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）		
	<a href="#">4-1-5-01 令和4年度「学術情報基盤実態調査（大学図書館編）」（抜粋）</a>		
[分析項目4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	・ 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6）		
	<a href="#">4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧</a>		
[分析項目4-1-7] 研究成果を継続的に生み出すための研究環境が十分に整備され、効果的に利用されていること（より望ましい取組として分析）	・ 研究環境整備状況一覧（別紙様式4-1-7）		
[分析項目4-1-8] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が、社会からの期待に対応して行う活動（例えば、公開講座・履修、大学図書館の一般市民利用、技術相談、学習機会としての社会貢献活動）に効果的に利用されていること（より望ましい取組として分析）	・ 社会からの期待に対応して行う活動一覧（別紙様式4-1-8）		

<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
・該当なし			
<b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b>			
・該当なし			
<b>【改善を要する事項】</b>			
・該当なし			

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること				
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目4-2-1] 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1）			
	<a href="#">4-2-1 相談・助言体制等一覧</a>			
	・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料			
	<a href="#">4-2-1-01 保健センター利用案内</a>			
	<a href="#">4-2-1-02 保健センター教職員及び学校医の紹介</a>			
	<a href="#">4-2-1-03 なんでも相談室ウェブサイト</a>			
	<a href="#">4-2-1-04 キャリアセンターウェブサイト</a>			
	<a href="#">4-2-1-05 障がい学生支援室ウェブサイト</a>			
	・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）			
	<a href="#">2-1-3-13 国立大学法人埼玉大学ハラスメントの防止等に関する規則</a>			再掲
	<a href="#">4-2-1-06 ハラスメント防止宣言</a>			
	<a href="#">4-2-1-07 ハラスメント防止案内</a>			
	<a href="#">4-2-1-08 ハラスメントに関する連絡先</a>			
	<a href="#">4-2-1-09 相談員・ホットライン（非公表）</a>			
<a href="#">4-2-1-10 ハラスメント防止のためのガイドライン</a>				
<a href="#">4-2-1-11 ハラスメント対応体系図</a>				
・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料				
<a href="#">4-2-1-12 学生生活の手引き</a>				
・生活支援制度の利用実績が確認できる資料				
<a href="#">4-2-1-13 利用実績（非公表）</a>				
[分析項目4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	・課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4-2-2）			
	<a href="#">4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧</a>			
[分析項目4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・留学生への生活支援の内容及び実施体制（別紙様式4-2-3）			
	<a href="#">4-2-3 留学生への生活支援の内容及び実施体制</a>			
	<a href="#">4-2-3-01 新入生オリエンテーション資料（非公表）</a>			
	<a href="#">4-2-3-02 新入生オリエンテーション配布資料（非公表）</a>			
	<a href="#">4-2-3-03 交換留学生の補佐（チューター）</a>			
	<a href="#">4-2-3-04 STEPS生チューター実施要項（非公表）</a>			
	<a href="#">4-2-3-05 チューターのためのマニュアル(理工学研究科)（非公表）</a>			
	<a href="#">4-2-3-06 国際交流ボランティア</a>			
	<a href="#">4-2-3-07 H P 留学生へ情報提供</a>			
	<a href="#">4-2-3-08 H P 留学生への生活情報提供</a>			
	<a href="#">4-2-3-09 H P 留学生への生活情報提供英語版StudentLife</a>			
<a href="#">4-2-3-10 国立大学法人埼玉大学国際交流会館規則</a>				

	<a href="#">4-2-3-11 国立大学法人埼玉大学国際交流会館使用細則</a>		
	<a href="#">4-2-3-12 国際交流会館ガイドブック(日) (非公表)</a>		
	<a href="#">4-2-3-13 国際交流会館ガイドブック(英) (非公表)</a>		
	<a href="#">4-2-3-14 国際交流会館入居状況 (非公表)</a>		
	<a href="#">4-2-3-15 留学生が住む寮でのサポート (レジデント・アシスタント)</a>		
	<a href="#">4-2-3-16 国立大学法人埼玉大学レジデント・アシスタント実施要項</a>		
	<a href="#">4-2-3-17 埼玉大学外国人留学生の民間アパート等賃貸契約連帯保証制度取扱要項</a>		
	<a href="#">4-2-3-18 埼玉大学アパート入居保証制度の利用について (非公表)</a>		
	・留学生に対する外国語による情報提供(健康相談、生活相談等)を行っている場合は、その資料		
	<a href="#">4-2-3-01 新入生オリエンテーション資料 (非公表)</a>		再掲
	<a href="#">4-2-3-02 新入生オリエンテーション配布資料 (非公表)</a>		再掲
	<a href="#">4-2-3-09 H P 留学生への生活情報提供英語版StudentLife</a>		再掲
	<a href="#">4-2-3-13 国際交流会館ガイドブック(英) (非公表)</a>		再掲
	<a href="#">4-2-3-19 保健センター英語版</a>		
	<a href="#">4-2-3-20 留学生相談室 (O A S I S)</a>		
	<a href="#">4-2-3-21 留学生相談室 (O A S I S) 英語版</a>		
	<a href="#">4-2-3-22 令和4年度留学生相談室相談件数 (非公表)</a>		
<p>[分析項目4-2-4]                  障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること</p>	・障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制(別紙様式4-2-4)		
	<a href="#">4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制</a>		
	<a href="#">4-2-4-01 国立大学法人埼玉大学なんでも相談室要項</a>		
	<a href="#">4-2-1-03 なんでも相談室ウェブサイト</a>		再掲
	<a href="#">2-1-3-11 国立大学法人埼玉大学教育機構障がい学生支援室規程</a>		再掲
	・障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領等の規定類		
	<a href="#">4-2-4-02 国立大学法人埼玉大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領に関する規則</a>		
	<a href="#">4-2-4-03 国立大学法人埼玉大学障害者差別紛争防止等委員会細則</a>		
	<a href="#">4-2-4-04 国立大学法人埼玉大学における障害を理由とする差別に関する相談窓口の設置等に関する要項</a>		
	<a href="#">4-2-4-01 国立大学法人埼玉大学なんでも相談室要項</a>		再掲
<a href="#">4-2-1-03 なんでも相談室ウェブサイト</a>		再掲	

[分析項目4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること	・経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5）		
	<a href="#">4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧</a>		
	・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料		
	<a href="#">4-2-5-01 整備状況と窓口の周知</a>		
	<a href="#">4-2-1-12 学生生活の手引き</a>		再掲
	<a href="#">4-2-5-02 入学料・授業料免除等申請の手引（学部学生用）</a>		
	<a href="#">4-2-5-03 入学料・授業料免除等申請の手引（大学院生用）</a>		
	・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料		
	<a href="#">4-2-5-04 JASSO利用実績（非公表）</a>		
	・大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料		
	<a href="#">4-2-5-05 埼玉大学基金による奨学金の取扱いについて</a>		
	<a href="#">4-2-5-06 大学独自の奨学金制度</a>		
	<a href="#">4-2-5-07 基金による奨学金の利用実績（非公表）</a>		
	・入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料		
	<a href="#">4-2-5-08 国立大学法人埼玉大学入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する規則</a>		
	<a href="#">4-2-5-09 国立大学法人埼玉大学入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する実施細則</a>		
	<a href="#">4-2-5-10 入学料、授業料、寄宿料の免除・徴収猶予の選考基準に関する申合せ（非公表）</a>		
	<a href="#">4-2-5-11 国立大学法人埼玉大学成績優秀者の授業料免除に関する規則</a>		
	<a href="#">4-2-5-12 成績優秀者の授業料免除に関する実施要項（非公表）</a>		
	<a href="#">4-2-5-13 入学料、授業料免除実施状況（非公表）</a>		
	<a href="#">4-2-5-14 成績優秀者授業料免除実施状況（非公表）</a>		
・学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料			
<a href="#">4-2-5-15 令和4年度学生宿舎入居状況（非公表）</a>			
<a href="#">4-2-3-14 国際交流会館入居状況（非公表）</a>		再掲	
<a href="#">4-2-5-16 国立大学法人埼玉大学授業料その他の費用に関する規則</a>			
<a href="#">4-2-5-17 国立大学法人埼玉大学学生宿舎規則</a>			
<a href="#">4-2-5-18 令和2年度学生宿舎の共益費等について（非公表）</a>			
<a href="#">4-2-5-19 令和5年度埼玉大学学生宿舎入居者募集要項</a>			
<a href="#">4-2-3-10 国立大学法人埼玉大学国際交流会館規則</a>		再掲	
<a href="#">4-2-3-11 国立大学法人埼玉大学国際交流会館使用細則</a>		再掲	
<a href="#">4-2-5-20 国立大学法人埼玉大学国際交流会館使用料又は寄宿料及び光熱水料その他必要な経費に関する申合せ（非公表）</a>			
・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料			
<a href="#">4-2-5-21 民間財団・地方公共団体の奨学金採用者（2022年度）（非公表）</a>			

<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目4-2-1] 令和5年4月に障がい学生に対する全学的な支援体制を強化し、障がい学生の円滑な修学及び学生生活支援を促進するため、教育機構に障がい学生支援室を新たに設置した(2-1-3-11)。			
[分析項目4-2-5] 成績優秀者授業料免除者は、「令和4年度成績優秀者授業料免除対象候補者名簿」のとおり決定した(4-2-5-14)。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
・該当なし			
<b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b> ・該当なし			
<b>【改善を要する事項】</b> ・該当なし			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

：「該当なし」

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目5-1-1】 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針が確認できる資料		
	<a href="#">5-1-1-01 教養学部入学者受入れの方針</a>		
	<a href="#">5-1-1-02 経済学部入学者受入れの方針</a>		
	<a href="#">5-1-1-03 教育学部入学者受入れの方針</a>		
	<a href="#">5-1-1-04 理学部入学者受入れの方針</a>		
	<a href="#">5-1-1-05 工学部入学者受入れの方針</a>		
	<a href="#">5-1-1-06 人文社会科学研究科入学者受入れの方針</a>		
	<a href="#">5-1-1-07 教育学研究科入学者受入れの方針</a>		
	<a href="#">5-1-1-08 理工学研究科入学者受入れの方針</a>		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目5-1-1】 令和6年度入学者選抜から教育学部において、一般選抜（後期日程）を実施する予定である（ <a href="https://www.saitama-u.ac.jp/exam_archives/2022-0328-1500-9.html">https://www.saitama-u.ac.jp/exam_archives/2022-0328-1500-9.html</a> ）（5-1-1-03）。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
・該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・該当なし			
【改善を要する事項】			
・該当なし			

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-2-1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1）		
	<a href="#">5-2-1 入学者選抜の方法一覧</a>		
	<a href="#">5-2-1-01 令和5年度埼玉大学学生募集要項（非公表）</a>		
	<a href="#">5-2-1-02 令和5年度埼玉大学特別選抜学生募集要項（非公表）</a>		
	<a href="#">5-2-1-03 令和5(2023)年度埼玉大学教養学部第3年次編入学学生募集要項（非公表）</a>		
	<a href="#">5-2-1-04 令和5年度埼玉大学経済学部（夜間主コース）社会人選抜学生募集要項（非公表）</a>		
	<a href="#">5-2-1-05 令和5年度埼玉大学経済学部（昼間コース）第3年次編入学学生募集要項（非公表）</a>		
	<a href="#">5-2-1-06 令和5年度埼玉大学工学部第3年次編入学学生募集要項（非公表）</a>		
	<a href="#">5-2-1-07 令和5年度埼玉大学工学部第3年次編入学（ツイニング・プログラム）学生募集要項（非公表）</a>		
	<a href="#">5-2-1-08 2023年度埼玉大学大学院人文社会科学研究科（博士前期課程）学生募集要項（非公表）</a>		
	<a href="#">5-2-1-09 MA Program in Japanese and Asian Studies-Application Guidelines Forms-For Fall Semester,2023（非公表）</a>		
	<a href="#">5-2-1-10 埼玉大学経済経営系大学院2023年度学生募集要項（博士前期課程）（非公表）</a>		
	<a href="#">5-2-1-11 Master of Economics (MEcon) Program Japanese and Asian Economy and Management - Application Guidelines Forms - Fall Semester 2023（非公表）</a>		
	<a href="#">5-2-1-12 2023年度埼玉大学大学院人文社会科学研究科（博士後期課程）日本アジア文化専攻学生募集要項（非公表）</a>		
	<a href="#">5-2-1-13 2023年度埼玉大学大学院人文社会科学研究科博士後期課程 経済経営専攻学生募集要項（非公表）</a>		
	<a href="#">5-2-1-14 Doctor of Economics (DEcon) Program - Application Guidelines Forms - Fall Semester 2023（非公表）</a>		
	<a href="#">5-2-1-15 令和5年度埼玉大学大学院教育学研究科専門職学位課程（教職大学院）学生募集要項（非公表）</a>		
	<a href="#">5-2-1-16 埼玉大学大学院理工学研究科博士前期課程学生募集要項【令和5年4月入学】【令和4年秋期入学】（非公表）</a>		
	<a href="#">5-2-1-17 埼玉大学大学院理工学研究科博士後期課程学生募集要項（非公表）</a>		
	・入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料		
<a href="#">2-1-3-16 国立大学法人埼玉大学教育機構アドミッションセンター規程</a>			再掲
<a href="#">5-2-1-18 国立大学法人埼玉大学教育機構アドミッションセンター細則（非公表）</a>			
<a href="#">5-2-1-19 埼玉大学教養学部アドミッション委員会要項（非公表）</a>			
<a href="#">5-2-1-20 埼玉大学経済学部アドミッション委員会要項（非公表）</a>			

<a href="#">5-2-1-21 埼玉大学教育学部アドミッション委員会要綱（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-22 埼玉大学理学部入試に関する取扱要綱（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-23 埼玉大学工学部アドミッション委員会要綱（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-24 埼玉大学大学院人文社会科学研究所科学系アドミッション委員会要項（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-25 埼玉大学大学院人文社会科学研究所経済系アドミッション委員会要項（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-26 埼玉大学大学院教育学研究科アドミッション委員会要綱（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-27 理工学研究科大学院アドミッション委員会要綱（非公表）</a>		
・入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等		
<a href="#">5-2-1-28 令和5年度埼玉大学個別学力検査実施要領（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-29 令和5年度埼玉大学個別学力検査監督要領（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-30 令和5年度教養学部個別学力検査（前期日程）の実施について（帰国生徒選抜・私費外国人留学生選抜を含む）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-31 令和5年度教養学部個別学力検査（後期日程）の実施について（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-32 令和5年度第3年次編入学試験実施要項（教養学部）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-33 令和5年度学校推薦型選抜実施要項（教養学部）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-34 令和5年度埼玉大学一般選抜（前期日程）個別学力検査の実施について（担当者各位）（経済学部）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-35 令和5年度埼玉大学一般選抜（前期日程）個別学力検査の実施について（監督者各位）（経済学部）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-36 令和5年度埼玉大学一般選抜（後期日程）個別学力検査の実施について（担当者各位）（経済学部）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-37 令和5年度埼玉大学一般選抜（後期日程）個別学力検査の実施について（監督者各位）（経済学部）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-38 令和5年度埼玉大学経済学部総合型選抜・社会人選抜・第3年次編入学試験に関する配付資料について（担当者、監督者）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-39 令和5年度埼玉大学経済学部私費外国人留学生選抜に関する配付資料について（事務担当者）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-40 令和5年度埼玉大学経済学部私費外国人留学生選抜に関する配付資料について（試験監督者）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-41 令和5年度教育学部個別学力検査の実施について（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-42 令和5年度教育学部個別学力検査の監督等担当について（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-43 令和5年度教育学部学校推薦型選抜実施体制他（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-44 令和5年度教育学部私費外国人留学生選抜 面接の実施について（非公表）</a>		

<a href="#">5-2-1-45 令和5年度埼玉大学理学部個別学力検査（前期日程）関係資料の送付について（事務等担当者 各位）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-46 令和5年度埼玉大学理学部個別学力検査（前期日程）について（試験監督者 各位）（分子生物学科以外）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-47 令和5年度埼玉大学理学部個別学力検査（前期日程）について（試験監督者 各位）（分子生物学科）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-48 令和5年度埼玉大学理学部個別学力検査（後期日程）関係資料の送付について（事務等担当者 各位）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-49 令和5年度埼玉大学理学部個別学力検査（後期日程）について（試験監督者 各位）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-50 令和5年度埼玉大学理学部総合型選抜実施要領（生体制御学科）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-51 令和5年度埼玉大学学校推薦型選抜（理学部基礎化学科）実施要領（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-52 令和5年度埼玉大学理学部私費外国人留学生入試実施要領（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-53 令和5年度埼玉大学工学部個別学力検査（前期日程・私費外国人留学生選抜・帰国生徒選抜）実施要領・監督要領等（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-54 令和5年度埼玉大学工学部個別学力検査（後期日程）実施要領・監督要領等（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-55 令和5年度埼玉大学工学部総合型選抜実施要領（情報工学科）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-56 令和5年度埼玉大学工学部学校推薦型選抜実施要領（環境社会デザイン学科）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-57 令和5年度埼玉大学工学部第3年次編入学試験実施要領（機械工学・システムデザイン学科、電気電子物理工学科、環境社会デザイン学科）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-58 2023年度人社研（博士前期課程）第1回入試及び2022年度人社研（博士前期課程）秋入学入試業務について（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-59 2023年度人文社会科学部研究科（博士前期課程）文化環境専攻及び国際日本アジア専攻日本アジア文化コース第2回入試の実施について（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-60 2023年度第1回埼玉大学大学院人文社会科学部研究科（博士前期課程）国際日本アジア専攻日本アジア経済経営コース及び経済経営専攻選抜試験実施について（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-61 2023年度第1回埼玉大学大学院人文社会科学部研究科（博士前期課程）国際日本アジア専攻日本アジア経済経営コース及び経済経営専攻選抜試験「入試当日の流れ」（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-62 2023年度第1回埼玉大学大学院人文社会科学部研究科（博士前期課程）国際日本アジア専攻日本アジア経済経営コース及び経済経営専攻選抜試験「面接時間割」（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-63 人文社会科学部研究科博士後期課程日本アジア文化専攻 2023年度入学試験業務について（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-64 2023年度埼玉大学大学院人文社会科学部研究科博士後期課程経済経営専攻選抜試験実施について（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-65 2023年度埼玉大学大学院人文社会科学部研究科博士後期課程経済経営専攻選抜試験「入試当日の流れ」（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-66 2023年度埼玉大学大学院人文社会科学部研究科博士後期課程経済経営専攻選抜試験「面接時間割」（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-67 2023年度埼玉大学大学院人文社会科学部研究科面接注意事項 Details of the interview(日・英)（非公表）</a>		

<a href="#">5-2-1-68 令和5年度埼玉大学大学院教育学研究科入学者選抜試験実施要領（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-69 令和5年度教育学研究科入学者選抜試験監督要領（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-70 令和5年度大学院教育学研究科の入試に関する連絡事項（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-71 理工学研究科（博士前期課程）入学試験実施要項（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-72 理工学研究科（博士後期課程）入学試験実施要項（非公表）</a>		
・面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）		
<a href="#">5-2-1-73 令和5年度教養学部学校推薦型選抜面接の方法と評価に関する注意事項（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-74 令和5年度教養学部個別学力検査面接試験について（私費外国人留学生・帰国生徒・国費学部留学生）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-75 （教養学部・人文社会科学研究科）面接試験に関する留意事項（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-76 令和5年度埼玉大学経済学部私費外国人留学生選抜面接試験実施要領（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-77 令和5年度経済学部総合型選抜・社会人選抜・第3年次編入学面接要領（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-78 令和5年度教育学部個別学力検査 実技・面接実施要領（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-79 教育学部学校推薦型選抜作業遂行チェックシート（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-80 令和5年度教育学部私費外国人留学生選抜面接担当者要領（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-81 令和5年度理学部分子生物学科一般選抜前期日程面接試験（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-82 令和5年度理学部生体制御学科総合型選抜における、面接試験の要領（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-83 令和5年度理学部基礎化学科学校推薦型選抜実施要項（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-84 令和5年度理学部数学科 私費外国人留学生選抜における面接試験の要領（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-85 令和5年度私費外国人留学生選抜における面接試験の要領（物理学科）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-86 令和5年度理学部基礎化学科 私費外国人留学生選抜実施要項（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-87 令和5年度理学部分子生物学科私費外国人留学生選抜面接試験（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-88 令和5年度理学部生体制御学科私費外国人留学生選抜における「面接試験の要領」（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-89 令和5年度工学部情報工学科（総合型選抜）面接要領（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-90 令和5年度工学部情報工学科（総合型選抜）面接要領（受験生控室担当者）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-91 令和5年度工学部情報工学科（総合型選抜）面接要領（助教の先生方へのお願い）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-92 2022年学校推薦型選抜スケジュール（令和5年度入学）（工学部環境社会デザイン学科）（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-93 令和5年度工学部機械工学・システムデザイン学科（帰国生徒選抜、私費外国人留学生選抜）面接要領（非公表）</a>		

<a href="#">5-2-1-94 令和5年度工学部電気電子物理工学科(3年次編入学)面接要領(非公表)</a>		
<a href="#">5-2-1-95 令和5年度工学部応用化学科(私費留学生選抜)質問シート(非公表)</a>		
<a href="#">5-2-1-96 令和5年度工学部情報工学科(帰国生徒選抜・私費留学生選抜)面接要領(非公表)</a>		
<a href="#">5-2-1-97 令和5年度帰国生徒・私費留学生入学試験(環境社会デザイン学科)(非公表)</a>		
<a href="#">5-2-1-98 令和5年度工学部機械工学・システムデザイン学科3年次編入学試験面接要領(非公表)</a>		
<a href="#">5-2-1-99 令和5年度工学部機械工学・システムデザイン学科3年次編入学試験(マレーシア)面接要領(非公表)</a>		
<a href="#">5-2-1-100 令和5年度工学部環境社会デザイン学科(3年次編入学試験)面接要領(非公表)</a>		
<a href="#">5-2-1-101 (人文社会科学研究科博士前期課程・学際系)面接試験要領(非公表)</a>		
<a href="#">5-2-1-102 2023年度 埼玉大学大学院人文社会科学研究科(博士前期課程)国際日本アジア専攻日本アジア経済経営コース及び経済経営専攻面接(研究計画書を含む)採点基準(非公表)</a>		
<a href="#">5-2-1-103 2023年度 埼玉大学大学院人文社会科学研究科 Mecon Program面接(論文作成計画書を含む)採点基準(非公表)</a>		
<a href="#">5-2-1-104 人文社会科学研究科博士後期課程日本アジア文化専攻2023年度入学試験(面接)実施要項(非公表)</a>		
<a href="#">5-2-1-105 埼玉大学大学院人文社会科学研究科博士後期課程経済経営専攻選抜試験面接(研究計画書を含む)採点基準(非公表)</a>		
<a href="#">5-2-1-106 教育学研究科入学試験作業遂行チェックシート(非公表)</a>		
<a href="#">5-2-1-107 埼玉大学大学院理工学研究科博士前期課程口述試験実施要領(非公表)</a>		
<a href="#">5-2-1-108 地球環境における科学技術の応用と融合プログラム(専攻共通)入試実施要領(非公表)</a>		
<a href="#">5-2-1-109 埼玉大学大学院理工学研究科博士前期口述試験選抜基準(非公表)</a>		
・学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの		
<a href="#">5-2-1-110 平成30年告示高等学校学習指導要領に対応した令和7年度大学入学者選抜(大学入学共通テスト並びに個別学力検査)の埼玉大学における教科・科目等の予告について(非公表)</a>		
・学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料		
<a href="#">2-1-3-16 国立大学法人埼玉大学教育機構アドミッションセンター規程</a>	第9条	再掲
<a href="#">2-1-3-17 入試改革検討ワーキンググループ設置要綱(非公表)</a>	第2第6号、第5第3項	再掲
<a href="#">5-2-1-19 埼玉大学教養学部アドミッション委員会要項(非公表)</a>	第3条第6号	再掲
<a href="#">5-2-1-20 埼玉大学経済学部アドミッション委員会要項(非公表)</a>	第3条第9号	再掲

[分析項目5-2-2]  
 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること

	<a href="#">5-2-1-21 埼玉大学教育学部アドミッション委員会要綱（非公表）</a>	第3条第9号	再掲
	<a href="#">5-2-1-22 埼玉大学理学部入試に関する取扱要綱（非公表）</a>	第3条第8号	再掲
	<a href="#">5-2-1-23 埼玉大学工学部アドミッション委員会要綱（非公表）</a>	第3条第9号	再掲
	・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等		
	<a href="#">5-2-2-01 令和4年度入試改革検討ワーキンググループ議事録等（非公表）</a>		
	<a href="#">5-2-2-02 平成29年度アドミッション・オフィス(AO)入試及び推薦入試の入学者に関する調査結果（非公表）</a>		
	<a href="#">5-2-2-03 令和4年度学生の受入状況を検証（追跡調査）（非公表）</a>		
	<a href="#">5-2-2-04 第3回理学部教授会議事要録抜粋（非公表）</a>		
	<a href="#">5-2-2-05 埼玉大学における令和6年度入試の主な変更点（非公表）</a>		
	<a href="#">5-2-2-06 平成28年度以降に行われた入学者選抜改善のふりかえり（非公表）</a>		
	<a href="#">5-2-2-07 一般選抜入学者における大学共通テストの成績調査（非公表）</a>		
	<a href="#">5-2-2-08 学生の受入れに関する自己点検・評価について（依頼）（非公表）</a>		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目5-2-1] 学際系とは、人文社会科学部研究科博士前期課程文化環境専攻、国際日本アジア専攻日本アジア文化コース及び博士後期課程日本アジア文化専攻を指し、経済系又は経済経営系とは、同研究科博士前期課程国際日本アジア専攻日本アジア経済経営コース、経済経営専攻及び博士後期課程経済経営専攻を指す（5-2-1-10・24・25・101）。			
[分析項目5-2-2] 入試改革検討ワーキンググループでは学生の受入状況を検証するために追跡調査を行い、その結果を各学部アドミッション委員会が検証し入学者選抜の改善に反映させる制度を構築した。改善した事例では、「5-2-2-05_令和6年度(2024年度)埼玉大学入学者選抜の実施教科・科目等について（予告）」で公表している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
・該当なし			

<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>・該当なし</p>
<p>【改善を要する事項】</p> <p>・該当なし</p>

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目5-3-1】 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式2		
	・ 認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学（専門職大学含む）用】様式2		
	・ 実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 ・ 該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 ・ 該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・ 該当なし			
【改善を要する事項】 ・ 該当なし			

## 領域6 基準の判断 総括表

埼玉大学

組織番号	教育研究上の基本組織	基準6-1	基準6-2	基準6-3	基準6-4	基準6-5	基準6-6	基準6-7	基準6-8	備考
01	教養学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）
02	経済学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）
03	教育学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）
04	理学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）
05	工学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）
06	人文社会科学研究科	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）
07	教育学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
08	理工学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>【分析項目6-8-1】 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること</p>	<p>・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）</p> <p><a href="#">6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）</a></p>		
<p>【分析項目6-8-2】 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること</p>	<p>・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） ・主な進学/就職先（起業者も含む）</p> <p><a href="#">6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）</a></p>		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
・該当なし			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>【活動取組6-8-A】 平成30年5月に米国アーカンソー州立大学ジョーンズボロ校（ASUJ）との間でアカデミックプログラム共同実施のための協定を締結し、同大学との学士課程ダブル・ディグリー・プログラムを開始した。教養学部在籍する学生のうち、グローバル・ガバナンス専修課程、現代社会専修課程及びヨーロッパ・アメリカ文化専修課程アメリカ研究専攻に所属する学生を対象に、ASUJに原則として2年間留学し、それぞれの専修、専攻に係る授業を履修し所定の単位を修得することで、本学においては学士（教養）、ASUJにおいては学士（学際）の二つの学位が取得できるプログラムである。</p>	<p><a href="#">6-8-A-01 (01)国立大学法人埼玉大学教養学部規程</a></p> <p><a href="#">6-8-A-02 (01)国立大学法人埼玉大学教養学部ダブル・ディグリー・プログラム規程</a></p> <p><a href="#">6-8-A-03 (01)アカデミックプログラム共同実施のための協定書（DDP協定書）（非公表）</a></p> <p><a href="#">6-8-A-04 (01)DDPに関するウェブサイト掲載記事</a></p>		
<p>【優れた成果が確認できる取組】 活動取組6-8-Aについて、平成30年5月に米国アーカンソー州立大学ジョーンズボロ校（ASUJ）との間でアカデミックプログラム共同実施のための協定を締結し、同大学との学士課程ダブル・ディグリー・プログラムを開始した。教養学部在籍する学生のうち、グローバル・ガバナンス専修課程、現代社会専修課程及びヨーロッパ・アメリカ文化専修課程アメリカ研究専攻に所属する学生を対象に、ASUJに原則として2年間留学し、それぞれの専修、専攻に係る授業を履修し所定の単位を修得することで、本学においては学士（教養）、ASUJにおいては学士（学際）の二つの学位が取得できるプログラムである。令和5年3月に同プログラムを初めて修了した本学の学生1名が両大学から学位を授与された。</p>			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>【分析項目6-8-1】 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること</p>	<p>・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）</p> <p><a href="#">6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）</a></p>		
<p>【分析項目6-8-2】 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること</p>	<p>・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む）</p> <p><a href="#">6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）</a></p>		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
<p>【分析項目6-8-1】 経済学部（夜間主）では、標準修業年限(4年)×1.5年内の卒業率は、令和4年度においては43.8%となっている。主な理由としては、この卒業率は長期履修学生制度（平成27年度入学者より適用し、履修計画期間は5～10年の間で選択可能。）を利用している学生を含めて算出していること及び、学生のほとんどが現に職を有する社会人学生であり、本務多忙のためにやむを得ず休学・退学に至る者が約20%いることが挙げられる。長期履修学生制度は入学者の約70%が申請しており、履修計画期間を5～6年間としている学生が約40%、7年～10年間としている学生が約60%となっていることから、標準修業年限(4年)×1.5年内の卒業率は低くなる。なお、これまでの長期履修学生の履修計画期間内卒業率については、約80%となっている。</p>			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
・該当なし			
【優れた成果が確認できる取組】			
・該当なし			

## II 基準ごとの自己評価

### 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
<b>【6-3-A】</b> 教育学部では免許法が定める科目とは別に、教員養成に資する科目をそろえた「教職キャリア科目」を開設している。その中でも教育実践力向上に主眼を置いたものが、「キャリア形成科目」であり、本学部独自の特徴を備えた科目であると言える。3年次履修の「キャリア形成科目Ⅰ(教師基礎力養成演習)」、4年次履修の「キャリア形成科目Ⅱ(教師力向上ケーススタディ演習Ⅰ)」、「キャリア形成科目Ⅲ(教師力向上ケーススタディ演習Ⅱ)」の3科目からなり、複数の実務家教員が、現代の教育課題などについて、演習やグループワーク形式も取り入れた実践的な授業を展開している。	<a href="#">6-3-A-01 (03)キャリア形成科目Ⅰ(教師基礎力養成演習)学生による授業評価アンケート(非公表)</a>			
	<a href="#">6-3-A-02 (03)キャリア形成科目Ⅱ(教師力向上ケーススタディ演習Ⅰ)学生による授業評価アンケート(非公表)</a>			
	<a href="#">6-3-A-03 (03)キャリア形成科目Ⅲ(教師力向上ケーススタディ演習Ⅱ)学生による授業評価アンケート(非公表)</a>			
【優れた成果が確認できる取組】				
6-3-Aについて、教育学部では免許法が定める科目とは別に、教員養成に資する科目をそろえた「教職キャリア科目」を開設している。その中でも教育実践力向上に主眼を置いたものが、「キャリア形成科目」であり、本学部独自の特徴を備えた科目であると言える。3年次履修の「キャリア形成科目Ⅰ(教師基礎力養成演習)」、4年次履修の「キャリア形成科目Ⅱ(教師力向上ケーススタディ演習Ⅰ)」、「キャリア形成科目Ⅲ(教師力向上ケーススタディ演習Ⅱ)」の3科目からなり、複数の実務家教員が、現代の教育課題などについて、演習やグループワーク形式も取り入れた実践的な授業を展開している。 受講者は教師としての実践力・問題解決力を高めており、授業評価も相当高い。				

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-8-1】 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	<a href="#">6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）</a>		
【分析項目6-8-2】 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学（進学希望者に対する進学者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） ・主な進学/就職先（起業者も含む）		
	<a href="#">6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）</a>		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
・該当なし			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
・該当なし			
【優れた成果が確認できる取組】			
・該当なし			

## II 基準ごとの自己評価

### 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

<b>基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること</b>			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

<b>基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること</b>			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

<b>基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること</b>			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-8-1】 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	<a href="#">6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）</a>		
【分析項目6-8-2】 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） ・主な進学/就職先（起業者も含む）		
	<a href="#">6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）</a>		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
・該当なし			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
・該当なし			
【優れた成果が確認できる取組】			
・該当なし			

## II 基準ごとの自己評価

### 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-8-1】 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	<a href="#">6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）</a>		
【分析項目6-8-2】 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学（進学希望者に対する進学者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） ・主な進学/就職先（起業者も含む）		
	<a href="#">6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）</a>		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
・該当なし			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
・該当なし			
【優れた成果が確認できる取組】			
・該当なし			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

<b>基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること</b>			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

<b>基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること</b>			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

<b>基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること</b>			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

<b>基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること</b>			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

<b>基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること</b>			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>【分析項目6-8-1】 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること</p>	<p>・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）</p> <p><a href="#">6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）</a></p>		
<p>【分析項目6-8-2】 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること</p>	<p>・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） ・主な進学/就職先（起業者も含む）</p> <p><a href="#">6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）</a></p>		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
<p>【分析項目6-8-1】 標準修業年限内及び「標準修業年限×1.5」年内の修了率が低い理由として、在職している学生の割合が高いことが要因の一つであり、長期履修制度の活用を促すとともに、研究指導計画による進捗確認と併せて標準修業年限内での修了を促しているところである。</p>			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>【活動取組6-8-A】 博士前期課程の国際日本アジア専攻では海外からの外国人留学生を積極的に受け入れ、グローバルリーダーを育成するために、すべての授業と論文指導を英語で行う「MAプログラム」と「MEconプログラム」を実施している。グローバル教育を推進するため外国人教員を積極的に配置し、令和5年度の同研究科の外国人教員比率は16%（15名/93名）となり、国際性を兼ね備えた教員構成を実現している。なお、一般社団法人国立大学協会による「国立大学における教育の国際化の更なる推進について」第10回フォローアップ調査結果では、令和4年5月1日現在国立大学86校本務者の外国人教員比率は5.6%であった。</p>	<p><a href="#">6-8-A-01 (06)人文社会科学研究科ウェブサイト</a></p> <p><a href="#">2-3-1-01 埼玉大学統合報告書2022</a></p>	21ページ	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
<p>活動取組6-8-Aについて、博士前期課程の国際日本アジア専攻では海外からの外国人留学生を積極的に受け入れ、グローバルリーダーを育成するために、すべての授業と論文指導を英語で行う「MAプログラム」と「MEconプログラム」を実施している。グローバル教育を推進するため外国人教員を積極的に配置し、令和5年度の同研究科の外国人教員比率は16%（15名/93名）となり、国際性を兼ね備えた教員構成を実現している。平成28年度～令和4年度には計58名（H28：8名、H29：6名、H30：8名、R1：8名、R2：10名、R3：7名、R4：11名）の修了者を輩出している。</p>			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-1-1】 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	<a href="#">6-1-1-01 (07)教育学研究科学位授与の方針</a>		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
・該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・該当なし			
【改善を要する事項】			
・該当なし			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-2-1】 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・策定された教育課程方針		
	<a href="#">6-2-1-01 (07)教育学研究科教育課程編成・実施の方針</a>		
【分析項目6-2-2】 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	<a href="#">6-1-1-01 (07)教育学研究科学位授与の方針</a>		再掲
	<a href="#">6-2-1-01 (07)教育学研究科教育課程編成・実施の方針</a>		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
・該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・該当なし			
【改善を要する事項】			
・該当なし			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	<a href="#">6-3-1-01 (07)国立大学法人埼玉大学大学院教育学研究科規程</a>	第2条の2、第5条	
	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	<a href="#">6-3-1-02 (07)教育学研究科教職実践専攻総合教育高度化プログラムカリキュラム・マップ</a>		
	<a href="#">6-3-1-03 (07)教育学研究科教職実践専攻教科教育高度化プログラムカリキュラム・マップ</a>		
	<a href="#">2-3-1-24 カリキュラム・マップを公表しているWebサイト</a>		再掲
	<a href="#">6-3-1-01 (00)全学科目ナンバリング</a>		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	<a href="#">6-3-1-04 (07)教育学研究科科目ナンバー</a>		
	・分野別第三者評価の結果		
	<a href="#">2-3-4-02 教職大学院認証評価評価報告書（平成30年度）</a>		再掲
	・学則等の授業科目の時間数に関する規定		
	<a href="#">1-3-1-02 国立大学法人埼玉大学大学院学則</a>	第22条の4第2	再掲
	<a href="#">6-3-2-01 (00)国立大学法人埼玉大学単位修得の認定に関する規則</a>	第3条	
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	<a href="#">6-3-2-01 (07)令和5年度教育学研究科シラバス</a>		
	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料		
	・明文化された規定類		
	<a href="#">1-3-1-02 国立大学法人埼玉大学大学院学則</a>	第25条、第27条、第28条、第35条	再掲
	<a href="#">6-3-3-01 (00)国立大学法人埼玉大学大学院における単位互換の取扱いに関する申合せ</a>		
	<a href="#">6-3-3-02 (00)国立大学法人埼玉大学単位互換に関する規則</a>	第7条、第12条	
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	<a href="#">6-3-1-01 (07)国立大学法人埼玉大学大学院教育学研究科規程</a>	第7条の3、第8条～第10条	再掲
	<a href="#">6-3-3-01 (07)教職大学院における既修得単位の認定について（非公表）</a>		
	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ T A ・ R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、 T A ・ R Aの採用、活用状況が確認できる資料</li> </ul>		
	<a href="#">2-5-5-05 国立大学法人埼玉大学ティーチング・アシスタント実施要項</a>		再掲
	<a href="#">2-5-5-06 ティーチング・アシスタントの措置基準</a>		再掲
	<a href="#">2-5-6-01 T Aハンドブック 2023(令和5)年度版</a>		再掲
	<a href="#">2-5-6-02 ティーチング・アシスタントに対する研修の実施について (依頼) (非公表)</a>		再掲
	<a href="#">6-3-4-01 (00)令和4年度 T A 研究科ごとの配置状況</a>		
<p>[分析項目6-3-5]                  専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授業科目の開設状況が確認できる資料 (コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)</li> </ul>		
	<a href="#">6-3-1-01 (07)国立大学法人埼玉大学大学院教育学研究科規程</a>	第2条の2、第5条	再掲
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</li> </ul>		
	<a href="#">1-3-1-02 国立大学法人埼玉大学大学院学則</a>	第7条の3	再掲
	<a href="#">6-3-5-01 (07)国立大学法人埼玉大学大学院教育学研究科教職実践専攻における教員養成に関する諮問会議規程</a>		
	<a href="#">6-3-5-02 (07)令和4年度埼玉大学教育学部・大学院教育学研究科教職実践専攻における教員養成に関する諮問会議議事要旨 (非公表)</a>		
<p>[分析項目6-3-6]                  連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等 (その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。)</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連携法曹基礎課程における成績評価の基準</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料</li> </ul>		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 ・ 該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 ・ 該当なし			
<p><b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。                  ■ 当該基準を満たす</p>			
<p><b>【優れた成果が確認できる取組】</b>                  ・ 該当なし</p>			
<p><b>【改善を要する事項】</b>                  ・ 該当なし</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) <a href="#">6-4-1-01 (00)令和5年度学年暦</a>		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) <a href="#">6-4-1-01 (00)令和5年度学年暦</a> ・シラバス <a href="#">6-3-2-01 (07)令和5年度教育学研究科シラバス</a>		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等) <a href="#">6-3-2-01 (07)令和5年度教育学研究科シラバス</a>		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) <a href="#">6-4-4 教育上主要と認める授業科目</a> ・シラバス <a href="#">6-3-2-01 (07)令和5年度教育学研究科シラバス</a>		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・CAP制に関する規定 <a href="#">6-3-1-01 (07)国立大学法人埼玉大学大学院教育学研究科規程</a>	第7条第2項	再掲
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則 <a href="#">1-3-1-02 国立大学法人埼玉大学大学院学則</a> <a href="#">6-3-1-01 (07)国立大学法人埼玉大学大学院教育学研究科規程</a>	第23条の2 第12条	再掲 再掲
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料 <a href="#">6-4-8-01 (07)実地研究Ⅰ,Ⅱ 連携協力校承諾書</a>		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

<p>[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p>		
	<p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p>		
	<p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p>		
	<p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>[分析項目6-4-8] 連携協力校に係る協定書として埼玉県内の各学校（計45校）から承諾書を得ている（6-4-8-01_07）。</p>			
<p>[分析項目6-4-9] 在籍している現職教員学生は、現職教員派遣制度により現職のまま通常の昼間の授業を受講することが可能となっている。このため、夜間等に授業を実施する必要がないことから実施していない。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>・該当なし</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】 ・該当なし</p>			
<p>【改善を要する事項】 ・該当なし</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） <a href="#">6-5-1 履修指導の実施状況</a>		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） <a href="#">6-5-2 学習相談の実施状況</a>		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） <a href="#">6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組</a>		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等） <a href="#">6-5-3-01 (07)2023年度教職大学院履修の手引き</a>	12~14ページ	
	<a href="#">6-5-3-02 (07)令和4年度実地研究Ⅰ・Ⅱシラバス例</a>		
	<a href="#">6-5-3-03 (07)実地研究の手引き（非公表）</a>		
	<a href="#">2-3-1-05 実地研究Ⅰ実習校一覧</a>		再掲
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） <a href="#">6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況</a>		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 <a href="#">6-5-4-01 (00)2022年度留学生チューター実績</a>		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 <a href="#">4-2-4-02 国立大学法人埼玉大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領に関する規則</a>		再掲
	<a href="#">4-2-1-05 障がい学生支援室ウェブサイト</a>		再掲
	<a href="#">6-5-4-02 (00)修学上の配慮申請書（在学生用）</a>		
	<a href="#">6-5-4-03 (00)令和4年度障害学生対応状況（非公表）</a>		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料 <a href="#">6-5-4-01 (00)2022年度留学生チューター実績</a>		再掲
	<a href="#">6-5-4-03 (00)令和4年度障害学生対応状況（非公表）</a>		再掲

<p>【分析項目6-5-5】 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）</p>	<p>・国内学生海外派遣実績（別紙様式6-5-5）</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>・該当なし</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>・該当なし</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>・該当なし</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			
<p>・該当なし</p>			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	<a href="#">1-3-1-02 国立大学法人埼玉大学大学院学則</a>	第30条	再掲
	<a href="#">6-3-1-01 (07)国立大学法人埼玉大学大学院教育学研究科規程</a>	第16条	再掲
	<a href="#">6-3-2-01 (00)国立大学法人埼玉大学単位修得の認定に関する規則</a>		再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	<a href="#">6-6-2-01 (00)教育研究情報ウェブサイト</a>		
	<a href="#">6-6-2-01 (07)教育学研究科シラバス例</a>		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	<a href="#">6-6-3-01 (07)令和4年教育学研究科成績評価分布表（非公表）</a>		
	・成績評価分布等のデータに係る委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	<a href="#">6-6-3-01 (00)成績評価ガイドライン</a>		
	<a href="#">6-6-3-02 (07)2022年度第29回学部運営企画室会議議事録（非公表）</a>		
	・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料		
	<a href="#">6-3-1-01 (07)国立大学法人埼玉大学大学院教育学研究科規程</a>	第16条	再掲
	<a href="#">6-3-2-01 (00)国立大学法人埼玉大学単位修得の認定に関する規則</a>	第4条の2、第4条の3	再掲
	<a href="#">6-6-3-02 (00)国立大学法人埼玉大学単位修得の認定に関する細則</a>	第4条	
	<a href="#">4-2-5-12 成績優秀者の授業料免除に関する実施要項（非公表）</a>		再掲
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料		
<a href="#">6-5-3-01 (07)2023年度教職大学院履修の手引き</a>	8ページ、15～16ページ	再掲	
<a href="#">6-6-3-03 (07)課題研究Ⅰシラバス例</a>			
<a href="#">6-6-3-04 (07)課題研究Ⅱシラバス例</a>			
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	<a href="#">2-3-1-34 国立大学法人埼玉大学授業科目の成績評価に係る調査及び異議申立てに関する要項</a>		再掲
	<a href="#">6-6-4-01 (00)教育推進室ウェブサイト</a>		
	<a href="#">6-6-4-02 (00)成績評価に係る調査及び異議申立ての学生への周知に関する資料</a>		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		

	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	<a href="#">6-6-4-03 (00)国立大学法人埼玉大学法人文書管理規則</a>		
	<a href="#">6-6-4-04 (00)国立大学法人埼玉大学定期試験答案等の保存に関する取扱要項</a>		
	<a href="#">6-6-4-05 (00)定期試験答案等の保存に関する申合せ</a>		
	<a href="#">6-6-4-01 (07)教育学研究科における定期試験答案等の保存に関する取扱基準</a>		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
<p>【分析項目6-6-3】 各授業科目の成績評価や単位認定を厳格かつ客観的に行うため、成績分布の目安や成績に関する組織的な点検と改善の実施などを盛り込んだ成績評価ガイドラインを令和5年1月に制定した（6-6-3-01_(00)）。</p> <p>教育学研究科で開設する授業科目については令和4年度は学部運営企画室において確認を行った（6-6-3-02_(07)）。</p>			
<p>【分析項目6-6-4】 国立大学法人埼玉大学授業科目の成績評価に係る調査及び異議申立てに関する要項を令和4年11月に制定し、令和4年度第3ターム開講授業科目から運用を開始した。それ以前は、成績に疑義がある場合に成績再調査を申し出できることを学生へ周知し、運用していた。要項制定後、成績調査の際に学生、授業担当教員以外の第三者が関与する仕組みがなかったため、また、授業担当教員が部局長である場合の措置等に対応するため、2-3-1-34のとおり令和5年6月に要項を改正した。</p> <p>申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データについては、令和4年度の成績調査や異議申立て等の件数は0件であり該当はなかった。</p>			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
・該当なし			
<b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b>			
・該当なし			
<b>【改善を要する事項】</b>			
・該当なし			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること				
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定			
	<a href="#">1-3-1-02 国立大学法人埼玉大学大学院学則</a>	第10条の2、第24条、第28条の2、第31条第5項	再掲	
	<a href="#">6-3-1-01 (07)国立大学法人埼玉大学大学院教育学研究科規程</a>	第7条	再掲	
	<a href="#">6-7-1-01 (00)国立大学法人埼玉大学短期履修学生規則</a>			
	<a href="#">2-3-1-36 国立大学法人埼玉大学長期履修学生規則</a>		再掲	
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料			
	<a href="#">1-3-1-02 国立大学法人埼玉大学大学院学則</a>	第31条第6項	再掲	
[分析項目6-7-2] 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	<a href="#">1-3-2-08 国立大学法人埼玉大学大学院教育学研究科委員会規程</a>	第3条	再掲	
	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準			
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料			
	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所			
	<a href="#">6-5-3-01 (07)2023年度教職大学院履修の手引き</a>	3ページ、20ページ、25～47ページ	再掲	
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	<a href="#">6-6-2-01 (00)教育研究情報ウェブサイト</a>		再掲	
	・教授会等での審議状況等の資料			
	<a href="#">6-7-4-01 (07)令和4年度第11回教育学研究科委員会議事要旨（非公表）</a>			
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等			
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料			
	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料			

<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
・該当なし			
<b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b>			
・該当なし			
<b>【改善を要する事項】</b>			
・該当なし			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	<a href="#">6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)</a>		再掲
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	<a href="#">6-8-1-01 (00)資格の取得状況(過去5年分)</a>		
	<a href="#">6-8-1-02 (00)教員免許等取得状況(過去5年分)</a>		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む。)		
	<a href="#">6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)</a>		再掲
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)		
	<a href="#">6-8-2-01 (00)令和4年度学校基本調査</a>		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	<a href="#">6-8-3-01 (00)令和3(2021)年度卒業・修了時満足度調査に関する分析</a>		
	<a href="#">6-8-3-01 (07)令和3年度教育学研究科修了時満足度調査結果(非公表)</a>		
	<a href="#">6-8-3-02 (07)令和4年度教育学研究科修了時満足度調査結果(非公表)</a>		
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	<a href="#">6-8-4-01 (00)令和元(2019)年度卒業生・修了生アンケート集計レポート</a>		
	<a href="#">6-8-4-02 (00)令和4(2022)年度卒業生・修了生アンケート集計結果</a>		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	<a href="#">6-8-5-01 (00)令和3年度企業アンケート集計レポート</a>		
	<a href="#">6-8-5-02 (00)令和4年度企業アンケート集計結果</a>		
[分析項目6-8-6] 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること(より望ましい取組として分析)	・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料		

<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
・該当なし			
<b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b>			
・該当なし			
<b>【改善を要する事項】</b>			
・該当なし			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-1-1】 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	<a href="#">6-1-1-01 (08)理工学研究科学位授与の方針</a>		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
・該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・該当なし			
【改善を要する事項】			
・該当なし			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-2-1】 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・策定された教育課程方針		
	<a href="#">6-2-1-01 (08)理工学研究科教育課程編成・実施の方針</a>		
【分析項目6-2-2】 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	<a href="#">6-1-1-01 (08)理工学研究科学位授与の方針</a>		再掲
	<a href="#">6-2-1-01 (08)理工学研究科教育課程編成・実施の方針</a>		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
・該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・該当なし			
【改善を要する事項】			
・該当なし			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	<a href="#">6-3-1-01 (08)国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科規程</a>	第3条、第3条の2の2、第5条	
	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	<a href="#">6-3-1-02 (08)理工学研究科博士前期課程カリキュラム・マップ</a>		
	<a href="#">6-3-1-03 (08)理工学研究科博士後期課程カリキュラム・マップ</a>		
	<a href="#">2-3-1-24 カリキュラム・マップを公表しているWebサイト</a>		再掲
	<a href="#">6-3-1-01 (00)全学科目ナンバリング</a>		再掲
	<a href="#">6-3-1-04 (08)理工学研究科博士前期課程科目ナンバー</a>		
<a href="#">6-3-1-05 (08)理工学研究科博士後期課程科目ナンバー</a>			
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・学則等の授業科目の時間数に関する規定		
	<a href="#">1-3-1-02 国立大学法人埼玉大学大学院学則</a>	第22条の4第2項	再掲
	<a href="#">6-3-2-01 (00)国立大学法人埼玉大学単位修得の認定に関する規則</a>	第3条	再掲
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	<a href="#">6-3-2-01 (08)令和5年度理工学研究科シラバス</a>		
	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	<a href="#">1-3-1-02 国立大学法人埼玉大学大学院学則</a>	第25条～第28条、第35条	再掲
	<a href="#">6-3-3-01 (00)国立大学法人埼玉大学大学院における単位互換の取扱いに関する申合せ</a>		再掲
	<a href="#">6-3-3-02 (00)国立大学法人埼玉大学単位互換に関する規則</a>	第7条、第12条	再掲
	<a href="#">6-3-3-03 (00)国立大学法人埼玉大学大学院における他の大学院等で研究指導を受ける学生に関する規則</a>		
	<a href="#">6-3-1-01 (08)国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科規程</a>	第8条～第12条	再掲
<a href="#">6-3-3-04 (00)国立大学法人埼玉大学ノンディグリープログラム規則</a>			

<p>[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告等）		
	<a href="#">6-3-1-01 (08)国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科規程</a>	第4条、第5条の2	再掲
	<a href="#">6-3-4-01 (08)履修案内令和5年度入学生適用</a>	64ページ	
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	<a href="#">6-3-4-01 (08)履修案内令和5年度入学生適用</a>	64～69ページ	再掲
	<a href="#">1-3-1-02 国立大学法人埼玉大学大学院学則</a>	第22条の2、第24条の2	再掲
	<a href="#">6-3-1-01 (08)国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科規程</a>	第4条、第5条の2	再掲
	<a href="#">6-3-4-02 (08)国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科の研究指導計画書に関する要項</a>		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	<a href="#">6-3-4-01 (08)履修案内令和5年度入学生適用</a>	54ページ、98ページ	再掲
	<a href="#">6-3-4-03 (08)研究倫理指導に関する資料（非公表）</a>		
	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		
	<a href="#">2-5-5-05 国立大学法人埼玉大学ティーチング・アシスタント実施要項</a>		再掲
	<a href="#">2-5-5-06 ティーチング・アシスタントの措置基準</a>		再掲
<a href="#">2-5-6-01 TAハンドブック 2023(令和5)年度版</a>		再掲	
<a href="#">2-5-6-02 ティーチング・アシスタントに対する研修の実施について（依頼）（非公表）</a>		再掲	
<a href="#">6-3-4-01 (00)令和4年度TA研究科ごとの配置状況</a>		再掲	
<a href="#">6-3-4-02 (00)国立大学法人埼玉大学リサーチ・アシスタント実施要項</a>			
<a href="#">6-3-4-03 (00)令和4年度リサーチ・アシスタント一覧（非公表）</a>			

<p>【分析項目6-3-5】 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）</p> <p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>	
<p>【分析項目6-3-6】 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること</p>	<p>・連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。）</p> <p>・連携法曹基礎課程における成績評価の基準</p> <p>・連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料</p>	
<p>【特記事項】</p>		
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> <p>・該当なし</p>		
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>		
<p>【活動取組6-3-A】 理工学研究科では令和4年度に、博士前期課程専門教育プログラム「地球環境における科学技術の応用と融合プログラム（専攻共通融合教育プログラム）」（定員10名）を開設した。さらに副プログラムとして、実践力を備えた理工系人材の育成や基礎研究の発展に貢献しうる博士人材の育成をめざした三つの特別教育プログラム、「6年一貫型イノベーション人材育成プログラム」、「データサイエンティストとしての素養を備えた理工系人材育成プログラム」、「6年一貫型ハイグレード理数教育プログラム（HiSEP-6）」を開設し、実務家教員も加わった教育を実施している。三つの特別教育プログラムでは、各プログラムでの高度な専門性に加えて、科学技術イノベーションを牽引しうる研究者や高度技術者を育成することを目的とし、より専門性の高い授業やPBL型授業等を行っている。令和4年度では当該の授業を履修した特別教育プログラム取得希望者が119名（入学者の約1/4）を数えている。実務家教員は産業界での実務経験を有し、クロスアポイントメントより5名が参画する体制を構築している。</p>	<p><a href="#">6-3-1-01 (08)国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科規程</a></p> <p><a href="#">6-3-A-01 (08)国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科博士前期課程特別教育プログラム規程</a></p> <p><a href="#">6-3-4-01 (08)履修案内令和5年度入学生適用</a></p> <p><a href="#">6-3-A-01 (00)埼玉大学大学概要2021 (抜粋)</a></p> <p><a href="#">2-3-1-01 埼玉大学統合報告書2022</a></p> <p><a href="#">6-3-A-02 (08)令和4年度概算要求説明資料（組織整備概要）（非公表）</a></p> <p><a href="#">6-3-A-03 (08)令和4年度理工学研究科博士前期課程特別教育プログラム授業科目履修者数一覧（非公表）</a></p> <p><a href="#">6-3-A-02 (00)国立大学法人埼玉大学クロスアポイントメント制度に関する規則</a></p> <p><a href="#">6-3-A-03 (00)クロスアポイントメント協定書例（非公表）</a></p>	<p>第3条、第3条の2の2</p> <p>41～42ページ、46～49ページ</p> <p>18ページ</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p>
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>		
<p>【優れた成果が確認できる取組】 ・該当なし</p>		
<p>【改善を要する事項】 ・該当なし</p>		

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	<a href="#">6-4-1-01 (00)令和5年度学年暦</a>		再掲
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	<a href="#">6-4-1-01 (00)令和5年度学年暦</a>		再掲
	・シラバス <a href="#">6-3-2-01 (08)令和5年度理工学研究科シラバス</a>		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)		
	<a href="#">6-3-2-01 (08)令和5年度理工学研究科シラバス</a>		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	<a href="#">6-4-4 教育上主要と認める授業科目</a>		再掲
	・シラバス <a href="#">6-3-2-01 (08)令和5年度理工学研究科シラバス</a>		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

【分析項目6-4-10】 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
【分析項目6-4-11】 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 ・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 ・該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・該当なし			
【改善を要する事項】 ・該当なし			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	<a href="#">6-5-1 履修指導の実施状況</a>		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	<a href="#">6-5-2 学習相談の実施状況</a>		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	<a href="#">6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組</a>		再掲
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	<a href="#">6-5-3-01 (08)令和4年度理工学研究科インターンシップ科目シラバス例</a>		
	<a href="#">6-5-3-02 (08)履修案内令和4年度入学生適用（抜粋）</a>		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	<a href="#">6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況</a>		再掲
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	<a href="#">6-5-4-01 (00)2022年度留学生チューター実績</a>		再掲
	<a href="#">4-2-3-05 チューターのためのマニュアル(理工学研究科)（非公表）</a>		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	<a href="#">6-3-4-01 (08)履修案内令和5年度入学生適用</a>	56~103ページ	再掲
	<a href="#">6-5-4-01 (08)理工学研究科英文シラバス例</a>		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	<a href="#">4-2-4-02 国立大学法人埼玉大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対</a>		再掲
	<a href="#">4-2-1-05 障がい学生支援室ウェブサイト</a>		再掲
<a href="#">6-5-4-02 (00)修学上の配慮申請書（在学生用）</a>		再掲	
<a href="#">6-5-4-03 (00)令和4年度障害学生対応状況（非公表）</a>		再掲	
・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料			
<a href="#">6-5-4-02 (08)日本語補講授業科目シラバス例</a>			
<a href="#">6-5-4-03 (08)日本語補講授業科目受講者数（非公表）</a>			

	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	<a href="#">6-5-4-01 (00)2022年度留学生チューター実績</a>		再掲
	<a href="#">6-5-4-03 (00)令和4年度障害学生対応状況(非公表)</a>		再掲
【分析項目6-5-5】 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること(より望ましい取組として分析)	・国内学生海外派遣実績(別紙様式6-5-5)		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 ・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 ・該当なし			
<b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b> ・該当なし			
<b>【改善を要する事項】</b> ・該当なし			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること				
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準			
	<a href="#">1-3-1-02 国立大学法人埼玉大学大学院学則</a>	第30条	再掲	
	<a href="#">6-3-1-01 (08)国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科規程</a>	第17条	再掲	
	<a href="#">6-3-2-01 (00)国立大学法人埼玉大学単位修得の認定に関する規則</a>		再掲	
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所			
	<a href="#">6-6-2-01 (00)教育研究情報ウェブサイト</a>		再掲	
	<a href="#">6-6-2-01 (08)理工学研究科シラバス例</a>			
	<a href="#">6-3-4-01 (08)履修案内令和5年度入学生適用</a>	5ページ、113～114ページ、124～125ページ	再掲	
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表			
	<a href="#">6-6-3-01 (08)令和4年理工学研究科博士前期課程成績評価分布表(非公表)</a>			
	<a href="#">6-6-3-02 (08)令和4年理工学研究科博士後期課程成績評価分布表(非公表)</a>			
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料			
	<a href="#">6-6-3-01 (00)成績評価ガイドライン</a>			再掲
	<a href="#">6-6-3-03 (08)令和4年度第3回理工学研究科内部質保証委員会議事要録(非公表)</a>			
	・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料			
	<a href="#">6-3-1-01 (08)国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科規程</a>	第17条	再掲	
	<a href="#">6-3-2-01 (00)国立大学法人埼玉大学単位修得の認定に関する規則</a>	第4条の2、第4条の3	再掲	
	<a href="#">6-6-3-02 (00)国立大学法人埼玉大学単位修得の認定に関する細則</a>	第4条	再掲	
	<a href="#">4-2-5-12 成績優秀者の授業料免除に関する実施要項(非公表)</a>		再掲	
	<a href="#">6-6-3-04 (08)理工学研究科博士前期課程日本学生支援機構大学院第一種奨学金返還免除候補者の選考方法(非公表)</a>			
	<a href="#">6-6-3-05 (08)理工学研究科博士後期課程日本学生支援機構大学院第一種奨学金返還免除候補者の選考方法(非公表)</a>			
・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料				
<a href="#">6-3-4-01 (08)履修案内令和5年度入学生適用</a>	82ページ	再掲		

<p>[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること</p>	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	<a href="#">2-3-1-34 国立大学法人埼玉大学授業科目の成績評価に係る調査及び異議申立てに関する要項</a>		再掲
	<a href="#">6-6-4-01 (00)教育推進室ウェブサイト</a>		再掲
	<a href="#">6-6-4-02 (00)成績評価に係る調査及び異議申立ての学生への周知に関する資料</a>		再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	<a href="#">6-6-4-01 (08)令和4年度理工学研究科成績評価に係る調査及び異議申立て実績(非公表)</a>		
	・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		
	<a href="#">6-6-4-03 (00)国立大学法人埼玉大学法人文書管理規則</a>		再掲
	<a href="#">6-6-4-04 (00)国立大学法人埼玉大学定期試験答案等の保存に関する取扱要項</a>		再掲
	<a href="#">6-6-4-05 (00)定期試験答案等の保存に関する申合せ</a>		再掲
<a href="#">6-6-4-02 (08)理工学研究科における定期試験答案等の保存に関する取扱基準</a>			
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
<p>[分析項目6-6-3] 各授業科目の成績評価や単位認定を厳格かつ客観的に行うため、成績分布の目安や成績に関する組織的な点検と改善の実施などを盛り込んだ成績評価ガイドラインを令和5年1月に制定した(6-6-3-01_(00))。</p>			
<p>[分析項目6-6-4] 国立大学法人埼玉大学授業科目の成績評価に係る調査及び異議申立てに関する要項を令和4年11月に制定し、令和4年度第3ターム開講授業科目から運用を開始した。それ以前は、成績に疑義がある場合に成績再調査を申し出できることを学生へ周知し、運用していた。要項制定後、成績調査の際に学生、授業担当教員以外の第三者が関与する仕組みがないため、また、授業担当教員が部局長である場合の措置等に対応するため、2-3-1-34のとおり令和5年6月に要項を改正した。 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データについては、令和4年度の成績調査は8件、異議申立て等の件数は0件であった(6-6-4-01_(08))。</p>			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
・該当なし			
<p><b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p><b>【優れた成果が確認できる取組】</b> ・該当なし</p>			
<p><b>【改善を要する事項】</b> ・該当なし</p>			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	<a href="#">1-3-1-02 国立大学法人埼玉大学大学院学則</a>	第10条、第24条、第28条の2、第31条	再掲
	<a href="#">6-3-1-01 (08)国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科規程</a>	第5条、第6条、第6条の2、第6条の3、第14条～第21条	再掲
	<a href="#">2-3-1-36 国立大学法人埼玉大学長期履修学生規則</a>		再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	<a href="#">1-3-1-02 国立大学法人埼玉大学大学院学則</a>	第31条第6項	再掲
	<a href="#">6-7-1-02 (00)国立大学法人埼玉大学学位規則</a>	第7条、第8条、第16条、第17条	
[分析項目6-7-2] 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	<a href="#">1-3-2-09 国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科教授会規程</a>	第3条	再掲
	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	<a href="#">1-3-1-02 国立大学法人埼玉大学大学院学則</a>	第31条、第32条	再掲
	<a href="#">6-3-1-01 (08)国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科規程</a>	第18条～第21条	再掲
	<a href="#">6-7-1-02 (00)国立大学法人埼玉大学学位規則</a>		再掲
	<a href="#">6-7-2-01 (08)理工学研究科博士前期課程の学位論文に係る評価に当たっての基準</a>		
	<a href="#">6-7-2-02 (08)理工学研究科博士後期課程の学位論文に係る評価に当たっての基準</a>		
	<a href="#">6-3-4-01 (08)履修案内令和5年度入学生適用</a>	43～45ページ、62ページ、70～79ページ、84～93ページ	再掲
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	<a href="#">1-3-1-02 国立大学法人埼玉大学大学院学則</a>	第31条第6項	再掲
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	<a href="#">6-7-1-02 (00)国立大学法人埼玉大学学位規則</a>	第7条、第8条、第16条、第17条	再掲
	<a href="#">1-3-2-09 国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科教授会規程</a>	第3条	再掲
	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	<a href="#">6-3-4-01 (08)履修案内令和5年度入学生適用</a>	3～6ページ、11～24ページ、36～45ページ、62～79ページ、84～93ページ	再掲
<a href="#">6-6-2-01 (00)教育研究情報ウェブサイト</a>		再掲	

<p>[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること</p>	<p>・教授会等での審議状況等の資料</p> <p><a href="#">6-7-4-01 (08)令和4年度理工学研究科教授会議事録（非公表）</a></p>		
	<p>〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等</p> <p><a href="#">1-3-1-02 国立大学法人埼玉大学大学院学則</a></p>	第31条、第32条	再掲
	<p><a href="#">6-3-1-01 (08)国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科規程</a></p>	第18条～第21条	再掲
	<p><a href="#">6-7-1-02 (00)国立大学法人埼玉大学学位規則</a></p>		再掲
	<p><a href="#">6-7-2-01 (08)理工学研究科博士前期課程の学位論文に係る評価に当たっての基準</a></p>		再掲
	<p><a href="#">6-7-2-02 (08)理工学研究科博士後期課程の学位論文に係る評価に当たっての基準</a></p>		再掲
	<p><a href="#">6-3-4-01 (08)履修案内令和5年度入学生適用</a></p>	43～45ページ、62ページ、70～79ページ、84～93ページ	再掲
	<p>〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料</p> <p><a href="#">6-3-4-01 (08)履修案内令和5年度入学生適用</a></p>	43ページ、70～71ページ	再掲
	<p>[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること</p>	<p>・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料</p>	

<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-7-4] 博士前期課程は令和4年度に設置したもので、令和4年度の審議対象は旧課程修了者である(6-7-4-01_(08))。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
・該当なし			
<b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b>			
・該当なし			
<b>【改善を要する事項】</b>			
・該当なし			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	<a href="#">6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)</a>		再掲
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	<a href="#">6-8-1-01 (00)資格の取得状況(過去5年分)</a>		再掲
	<a href="#">6-8-1-02 (00)教員免許等取得状況(過去5年分)</a>		再掲
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む。)		
	<a href="#">6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)</a>		再掲
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポータルにある場合は該当URL)		
	<a href="#">6-8-2-01 (00)令和4年度学校基本調査</a>		再掲
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	<a href="#">6-8-3-01 (00)令和3(2021)年度卒業・修了時満足度調査に関する分析</a>		再掲
	<a href="#">6-8-3-01 (08)令和3年度理工学研究科修了時満足度調査結果(非公表)</a>		
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	<a href="#">6-8-4-01 (00)令和元(2019)年度卒業生・修了生アンケート集計レポート</a>		再掲
	<a href="#">6-8-4-02 (00)令和4(2022)年度卒業生・修了生アンケート集計結果</a>		再掲
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	<a href="#">6-8-5-01 (00)令和3年度企業アンケート集計レポート</a>		再掲
<a href="#">6-8-5-02 (00)令和4年度企業アンケート集計結果</a>			再掲
[分析項目6-8-6] 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること(より望ましい取組として分析)	・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料		

<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
<p><b>【分析項目6-8-1】</b>                  理工学研究科博士後期課程では、過去4年間の標準修業年限（3年）×1.5年内修了率が70%を下回り57.1～66.7%となっている。主な理由として、留学生の場合に、3年を超えると奨学金打ち切りとなるため、経済的理由から退学し帰国する者が多いこと、及び、社会人学生の場合に、本務多忙のためにやむを得ず休学・退学に至る者が多いことが挙げられる。その他学生でも経済的理由や就職を理由に退学する者がいる。一方で、単位取得退学後に論文提出により学位を取得する者も少なくなく、ここ3年間で17人（日本人10人、外国人7人）、3年間平均で定員の約10%に相当する（内12人は退学後1年以内に学位取得、審査料免除の優遇措置あり）。このように、論文博士も加えると入学者の7割が学位を取得しているが、留学生には3年以内に学位論文提出要件を満たすように指導を強化し、社会人学生には長期履修制度を活用した学修計画を立てることを指導して行く。                  なお、博士前期課程は令和4年度に改組しているため、修了率についてはすべて旧課程のデータとなる。</p>			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
・該当なし			
<p><b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。                  ■ 当該基準を満たす</p>			
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b>			
・該当なし			
<b>【改善を要する事項】</b>			
・該当なし			